

# 条文を通読する

## —法令用語釈義 その10・完—

平野 敏彦

### 1 はじめに

ここでいう「通読する」とは、ある法律を最初の第1条から最終条までを、条の順序どおりに読み通すことである。法学部や法科大学院の学生に、基本の六法を通して読んだことがあるかと尋ねても、イエスと答える学生はほとんどいない。ひょっとしたら、教員でも、自分の専門とする科目以外の法律の通し読みは経験がないかもしれない。

学生が六法を開いて条文を読むのは、講義を聴いていたたり、教科書を読んでいる時に、確認のために参照するというのが普通ではなかろうか。その場合も、あちこちページを繰ることは稀で、一度開けばしばらくは開いたままの状態であろう。自分が法学部生だった頃を思い出しても（自分が「一般的」「標準的」な学生であったと言ってよいかどうか迷うところだが）、必要な時に必要な条文だけに目を通すというのが六法の使い方だったように思う。どちらかという政治学に興味があるジャーナリスト志望の学生だったから、法律学を格別熱心に勉強したわけではないが、それなりに、学年配当順にまじめに講義に出席して勉強していた。

講義を受け、教科書を読み、判例百選を読み、演習本を少し見て、過去問集を少しはやった。当時、司法試験の問題は、短答・論文とも試験後に回収され、一般に公表されることもなかったので、受験生が試験時に記憶した断

片的記憶を、試験後につなぎ合わせて再現した再現問題集が発行されており、それを古本屋で買って、書きつぶしていった記憶がある。時々、再現不能な選択肢があったりする代物であった。まじめに法律学の勉強に取り組んだつもりではあるが、条文が出てきた時に確認のために六法を参照するというタイプの学生であった。法律を通し読みしたことはなかったし、そうしようともしなかったし、それが法律学の勉強だという見識も身につけていなかったようである。

司法試験は短答で不合格、当時の名称でいうと国家公務員採用上級甲種試験(法律)で一次の教養・専門多枝選択は合格したが、二次専門記述で不合格(しかし官庁訪問をするために、二度東京まで行った)、人並みに会社訪問で企業も回り(内定は辞退)、マスコミで朝日新聞最終合格、そして京都大学大学院法学研究科基礎法学専攻を受験して合格、最終的に朝日を辞退して大学院に進学、研究者・教育者としての道を選び、今日に至った。

当時の短答式は、憲・民・刑各30問で、ゼロ回答、つまり5個の選択枝の中に正解がない問題もいくつか含まれているというものだった。論文式は憲・民・商・刑と訴訟法(民訴・刑訴どちらか一方)5科目、法律選択1科目、教養選択1科目だった。公務員では憲・民・行政、新聞社は法律科目はなく、大学院は基礎法学専攻なので、法哲学・西洋法制史・憲法である。だから、どの試験でも必要な憲・民・刑はかなりつっこんだ勉強もした気はするが、商・民訴・刑訴・行政は凸凹のある勉強で、出題された問題次第、運次第という程度であった。別の勉強のしかたをしておれば、前述の試験受験の結果が変わったかどうかはわからないが、消化不良であるとか、足りないところがあるという実感はあった。法律学がもっとわかりたい、できるようになりたいという強い気持ちは、学生に法学を教える立場になってからも、尾を引いていたようである。半世紀前の学生時代の思い出を書き連ねたが、どのようなやり方で勉強の際に六法を用いていたかを思い出そうとしたら、その前に、受けた試験の思い出になってしまった。

1981年4月、広島大学法学部に助教授(現在の准教授)として採用され、「法哲学」を担当することになった。実際に講義を始めたのは、翌1982年の4月からであり、週1回の通年授業、30回で4単位という科目である。当時の法学部には夜間部である第二部(5年制)が併設されていたので、そちらでも同じ科目を講義することになっていた。法哲学は、実定法科目とは違って、必須内容があるわけではないため、別内容で組み立てることも可能であったが、週2回の授業時間のために別々の内容を準備するほどの力量も余裕もなかったので、同内容を1週間のうちに2回しゃべることにした。予想したとおり、1回目をしゃべってから、何らかの修正をし、また反省も加えて2回目になるので、自己評価としては、2回目のほうが授業の出来がよかったと確信をもって言える。

それはともかく、法学部や法科大学院等で、実定法学を中心に法律を学ぶ圧倒的多数の学生にとって、法哲学の授業がどんな意味を持っているのかは、おそらくすべての法哲学担当者が頭を悩ませる問いであろう。自分が信念をもって授業をやっておれば、学生がついてくる、あるいはついてくる学生だけを相手にすればよい、という人もいるだろうが、私の場合は、学生がメインとして学んでいる実定法学に何らかの形で役に立ち、寄与する知識を伝えたいという思いが強かった。その結果、毎年の講義概要に書いた授業目標のキーワードが「法的思考の特質を解明する」であった。

それでもまだ、「条文を通読する」を行うまではたどりついていない。それには、法学入門の授業経験を経る必要があった。その担当が、法律条文のもつ奥深い世界へ私を導くことになったのである。

## 2 法学入門・法学基礎の講義

法学入門の内容について、お子様ランチ説と前菜(オードブル)説がある。お子様ランチとは、色々な料理をワンプレートに少量ずつ盛り合わせた料理

の比喻で、実定法の各分野のトピックや基礎法学の初歩的レベルを紹介するタイプの入門授業である。前菜とは、フルコース料理の主菜の前に出され、食欲を刺激するために供される料理の比喻で、専門的に法律学を学び始める最初の段階で、教師の視点から有用だと考えられる導入的知識・情報を提供するタイプの入門授業である。紹介も導入も、どちらも introduction であることに変わりはない。

1986年、広島大学法学部の授業科目として、法学部一年次生配当の教養科目「法学入門」が開設された。全学の方針で、各学部も一般教育課程の教養科目を最低一つは開設せよということになったのがきっかけだったように記憶する。教授会で議論した結果、新入生向けの法学入門科目（半期15回授業で2単位）を開設し、複数教官（当時は国立大学の時代なので、教員ではなく、教官と呼んだ。）で担当するリレー式の授業形態で実施することに決定した。法学部専門科目ではなく、教養科目という位置づけなので、必修科目ではなく選択科目として扱うということになった。前述のタイプで言うと、お子様ランチタイプであるが、法学部教官が担当する以上、法学部の開設する法律専門科目へのつながりに留意するという合意はあった。

私は半期15回のうち、法令の種類や法源を扱う回と基礎的な法令用語を解説する回を分担した。他は実定法（憲法は別個に教養科目があるため、意識的に含めないことにした。）の教官が自分の専門科目の導入にふさわしいトピックを取り上げて講義したが、内容・方法ともに各人の創意に委ね、しばりを極力ゆるくした結果、各人の個性により多様な授業になった。学生を少人数グループに分け、演習形式の授業を採り入れた年もある。まさに、試行錯誤の連続で、当時は珍しかった授業評価アンケートも実施した。絶好の機会だと思って、裁判所傍聴レポートを単位修得の必須条件にしようと強く主張し、採用された。この時期から30年近く、広島大学法学部の学生は、在学中必ず1回は裁判所傍聴に出かけているはずである。夏休みに学生個人が自由に行く形式なので、地元の広島のみならず、高裁・簡裁だけでなく、学生の帰

省先の全国の裁判所で傍聴したレポートが8月の中旬から下旬にかけて郵送されて来て、9月初旬の法学入門の成績判定提出期限までに目を通す作業をしなければならなかった。また、全体をとりまとめるコーディネーター的な役を引き受けたので、毎年、全15回の授業すべてに出席した。後のFDの授業参観の先取りのようで、教える立場になった後で他人の講義を聴くことは、大いに勉強になり、いい経験をさせてもらった。これが1995年から、単独で15回の授業を担当することの土台となったのである。

1995年4月から法学部は、従来の第二部(夜間・5年制)を解消し、昼夜開講制(昼間コースと夜間主コース。双方とも4年制)に移行した。昼間コースは東広島市の東広島キャンパスに移転し、夜間主コースは従前の広島市中区の東千田キャンパスにそのまま存置された。この2キャンパス状態に対応するために大幅なカリキュラム改革が実施され、それまで複数教官のリレー講義であった「法学入門」を、私が単独で担当することになった。(2003年のカリキュラム改革で、「法学基礎」と名称が変更されたが、内容に変わりはない。)

単独担当を契機として、専門フルコースへの期待感を高めるような前菜タイプの入門に組み替えることにした。目標の一つは、実定法の専門科目を学ぶ前に、六法に慣れておくことと定めて、できるだけ多くの条文に触れさせる方針を立てた。もう一つは、法律家、裁判所、裁判のしくみの概略の理解である。入門では、抽象的な法律の内容を具体的な「身近な」例を通じて理解させるためと称して、判例を素材にした授業が行われることが多い。リレー式の時は、判例(百選もあれば、判例集からコピーした判決文の原文だけというものもあった)を配布した授業をする教官もいた。裁判所の審級、裁判官・検察官・弁護士の役割、裁判過程、判決書の項目等についての知識が皆無の学生に、民事事件・刑事事件、原告・被告・被告人、口頭弁論・公判、控訴・上告、判決・決定・命令、認容・棄却・却下の区別もできない学生に、いきなり判例(実は判決か決定)を見せて、どうしようというのか。そこで、六

法を教科書に指定して (当初は有斐閣『小六法』, 後に『ポケット六法』。六法そのものを「教科書」指定するのはあまり見られないと有斐閣の営業担当者に言われたことがあった。), 毎回レジメを配布し, 公法・私法の区別より民事裁判・刑事裁判の区別が重要だというスタンスで, 条文の確認を中心とした講義を組み立てた。また, 傍聴レポートの提出は継続し, 実務家 (広島高等裁判所長官) から直接話を聞ける講演会を1回入れることも始めた。

条文に慣れて, 六法を使えるようにするには, どのような工夫をすればいいか。当初は, 民法・刑法の全条文を通読させ, 難読漢字を抜き出させるという宿題を課していた。たとえば, 民法総則から20個, 物権から20個, 債権から40個だ。抜き出すためには条文を否応なしに読まねばならないだろうという思惑だったが, 適当に欄を漢字で埋めただけという手抜きの提出用紙が目立つようになった。学生には, 一年次生のうちに民法と刑法をともかく通読することは, スタートラインに立つ者として誇っていいことだと常々言っていたが, 「漢字→読み」の方向では, 効果が限られるように思われてきた。

そこで試行錯誤の末, 「読み→漢字」の方向の漢字の抜き書きのほうがベターだということに気づき, その用紙を「WorkSheet」と命名した。憲法を例に出すと, 「24 こじんのそんげん」というふうに条番号と用語の読みを示し, それに当たる漢字を書かせる, ただそれだけである。学生はA4版の用紙の30欄×2列=60欄の空欄を埋めるのが宿題である。それを憲2・民総1・民物2・民債2・民親1・民相1・刑2・民訴2・刑訴2・司法関係1 (裁・検・弁) でワンセットである。読むだけで漢字が書ければ, 国語の書き取り問題と変わりはないが, 書けなければ六法をめくって当該の条文を見つけ (意図的に項番号までは書いていないので, 当該の条全体を読まねばならない。), 漢字を抜き出して, 書き写さねばならない。ここで一度は条文を読む。1枚終了すれば, 自己採点である。書けたものは条文に当たって, 正しければ○を, 誤りなら×を付けて, 正しい漢字を赤で書く。ここで一度は条文を読む。どちらにしても, 確実に条文を読ませるといふねらいどおりになるわけである。

法科大学院の学生に対しても、「WorkSheet」を書かせたことがある。未修者なら学部新生と同じやり方である。既修者は用意ドンで書き始め、最後まで行ったところがかかった時間をメモし、書けた漢字は答え合わせ、書けなかった漢字は条文を見て抜き書きである。ちなみに作成者の私がすると、最速で3分30秒はかかる。ところが、法科大学院生には、「ひたすら条文の写経をさせられる」と不評だったので、家庭学習用に配るだけになった。

「WorkSheet」を作成するためには、用語のピックアップをしなければならぬので、条文を通読することになった。もちろん、入門で法令用語の解説を分担してからは、適切な例を六法の中に見つけるために条文を精読する作業が必要となり、自分が法律学を勉強していた学生時代を上回る集中力で条文を読むようにはなっていた。しかし、将来いろいろな実定法の分野を勉強するであろう学生のために、早い時期に目にしておいたほうが良いと思われる重要条文から用語を選択することは、これよりまでも選別眼が問われる難しい課題である。文言を暗記しておいたほうが良いというレベルの重要条文からは、難しくない漢字でもピックアップする。条文に目を通すことが大事だからである。

この準備作業をするようになって、必要な時に確認のために条文を読むというのは別の条文の読み方を開発する必要が出てきた。それは、当該の法律全体に網をかけて、言語表現に注目しながら、引っかけた法令用語を拾い上げるものである。当然のことながら、法律の最初から最後まで何度も繰り返して目を通していくことになる。

### 3 法令用語釈義シリーズ

以上のような趣旨で行う通読なので、六法に線を引いたり、マーカーで塗りつぶしたり、文字や記号を記入したり、いろいろと条文を加工していく。一言で言えば、マーキングということになるだろうか。当初は色鉛筆、後には三

色ボールペンで作業していたが、最終的にフリクソンのボールペンとマーカーに行き当たった。特にマーカーは、六法の薄い紙でも裏写りが極めて少ないので、重宝している。

在職中は、採用見本として、出版社（有斐閣と三省堂、ある時期までは岩波書店も）から六法の献本を毎年受けていた。新しい六法が来ると、法律毎にバラバラにして、民・憲・刑、民訴・行訴、刑訴・裁判員、商・会社の4分冊を作り、表紙を付けてホッチキスで留め、携帯用の六法とし、いつもカバンの隅に入れておき、常に利用していた。（ほかにも労働関係や刑事特別法や民事手続関係などの分冊を作ることもあったが、利用する機会は少なかった。）これにいろいろ書き込んで自家版六法にするわけだが、そのおかげで毎年必然的に通読することになったわけである。

試験の際に持込可の学生自身の六法には、原則的に書き込みが許されない。私は常々学生に、六法は毎年新しいものに買い替えなさいと指示してきたが、まだきれいだからもったいないと言う学生が多くいた。面と向かってはっきり口に出さなくとも、顔を見ていたらそれはわかる。そこで、前年版の活用方法の一つとして、条文への書き込み用に使って、ボールペンやマーカーで気兼ねなく書きつぶしたら、十分に元が取れる、1年たったらそれは捨てて、今年版と来年版で同じことを繰り返せばいいのだと言ってきた。その時に注意することは、1年前の六法を見ているのだから、改正部分はちゃんとチェックしておこうということである。改正に敏感にならざるをえないのだから、一石二鳥である。

毎年の改正への対応をしながら、法令用語をピックアップしていった作業結果は、法学入門・法学基礎の授業内容に反映してきたわけだが、還暦を過ぎ、定年退職で大学を去る時期が近づき、この授業で発表する機会もなくなるといふことに思い至った時、入門等で法令用語の解説を話さねばならない将来の教員の参考になる資料として残しておこうと考えた。それは当然、私の授業を聴く機会をもたない将来の学生にも資するはずである。そこで、2013年



3月に「[その他]並列[その他の]例示」という記憶フレーズをタイトルにした論文を本誌に発表した。授業では5分程度でする話を詳しく書いていくと、1編のボリュームになった。その時は「その他」・「その他の」以外にも扱えたら扱おうというくらいのつもりで、一応サブタイトルとして「法令用語積義」というシリーズ名を付け、「その1」としたが、将来的にどこまで続けられるかの展望があったわけではない。とはいえ、以下の表にあるように、私以外のだれにそれができるのかという気持ちで書き続けた結果、9編の論文を発表することができた。「その10」である本稿では、いわばその舞台裏を披露しながら、全体を総ざらえして、このシリーズを打ち止めにすることにした。個々の法令用語を扱うので、これまで扱ったものと重複する部分が出てくるのはやむをえない。だが、以前の論文では書かなかったことや書けなかったこと、その後に思いついたもっとわかりやすい説明を補って、単なる繰り返しにならないように配慮した。実例をあげた詳しい説明を知りたい人は、直接、下記の号をご覧いただきたい。

	法令用語積義	広島法科大学院論集
その1	「その他」並列「その他の」例示	9号(2013) pp.87-115
その2	憲法の条文見出し	10号(2014) pp.65-99
その3	又は・若しくは・並びに・及び・かつ	11号(2015) pp.115-152
その4	場合・とき・時・であって…もの	12号(2016) pp.99-146
その5	みなす・推定・準用・適用	13号(2017) pp.25-74
その6	をいう・という・含む・除く・限る	14号(2018) pp.21-66
その7	号と表:列記のかたち	15号(2019) pp.1-35
その8	訴訟法の中の法令用語	16号(2020) pp.89-115
その9	常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名	18号(2022) pp.1-70
その10	条文を通読する	20号(2024) =本号

<https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/search?q=法令用語積義>

## 4 法律の構造・条の構造

通読の最初にまず行うのは、今後の法令用語の拾い上げを効率的に行うための下地作りと言ってよい。法律と条文の構造を浮かび上がらせ、目での走

り読みをスムーズにする準備作業である。

法律は、題名と本則と附則から構成されており、本則には本体的規定、附則には付随的規定が箇条書き（一文が句点「。」で終わり、その都度、改行される。）の形式で定められている。本則・附則には、箇所特定と検索の便宜のために、いずれも最初の文から通し番号が付される。題名・本則・附則は、将来の改正の対象になる。初学者は驚くことが多いが、題名さえ改正されることがあるのである。

本則は条立てで「第一条」から始まる。現在では、条毎に、「第〇条」という形の条名（条番号ともいう。）の右隣に、上下を丸カッコで囲んだ条文見出しが付される。同一の条番号の下に複数の文が属し、それが改行されている場合、それぞれを「項」という。現在では、第2項からは改行された冒頭に算用数字（アラビア数字）で項番号が付される。ただし、条名の下、1字空白の後から始まる第1項は、自明なので、項番号「1」は付されない。昭和23年頃までに制定された法律には項番号がなかったので、市販の六法には独自の項番号を付すものが多い。公的な項番号が付されるようになってから、六法独自の項番号は①、②…のような丸数字で記載して、両者の別が判明するような対応策がとられた。また、条名の「第」と第2項以下の項番号は、行の一字目に配置されるので頭が揃い（文の途中での改行は、次の行頭が一字下げ、つまり一字目が空白になるように組まれる。）、見た目も整然としており、検索しやすくなっている。

項と同じく改行後に番号が付されるのが「号」である。「項」は1字目に算用数字で「2」から付されるのに対し、「号」は2字目に漢数字で「一」から付される。また、項は繰上げ・繰下げがあるが、号は枝番号・削除の場合も繰上げ・繰下げの場合もどちらもあるという相違がある。項番号と号番号のどちらも数字であるが、学生には、音読する際、「だい2こう」や「だい2ごう」というふうに「こう」や「ごう」を付けて読む習慣を身につけるように指示を与えておきたい。「第」は音読するときだけではなく、書くときにも適

宜省略しても許されるが、順序数だから正式には付けるべきだという指摘も忘れてはならない。また、条文を声を出して読むように指示した際に、「第3条第2項」を「第3条の2」とか「第3条まる2」（六法の項番号②となっているので、そう読んでしまう）と読んだり、「第2項第2号」を「第2項の2」と読んだりする学生がいつも出てくる。音読の誤りを指摘するとともに、「の○」は枝番号以外には使わないということを徹底しておかなければならない。

附則は、条文数が多い場合は本則と同様の条立ての場合もあるが、項立てが一般的であり、「1」から始まる項番号が付される。（本則中の第1項には項番号が付されないのとは異なる。）なお、六法掲載の各法律の末尾に付されている附則は、当該法律の制定時の附則では必ずしもなく、その後の改正法の附則の抜粋（施行期日や経過措置等）だということに注意すべきである。

法律の原典である官報と法令全書には、題名・本則・附則の前に公布文・御名御璽・公布年月日・内閣総理大臣副署・法律番号が、後ろに担当国務大臣署名・内閣総理大臣連署が印刷されている。これらは改正の対象にはならない公布手続にかかわる部分であるが、そのうち、通常の六法では、データとして、公布年月日と法律番号が抜き出されて付記されている。

条文の配列順序のルールは何種類も考えられるが、ここでは深入りせず、日本ではいわゆる「パンデクテン方式」が採用されているということとどめておこう。共通の一般的規定（総則）を前に、それに続けてそれぞれの特例・個別規定（各則）を配列するという方式である。多くの条文で共通する部分をまとめて、それを前に押し出すということである。だからこそ、法律は第1条から通して読まねばならないのである。前に出てきたことが、その後ろでは当然の前提となり、重ねて規定されないからである。

本則の「条」は、内容に応じて一括りにされグループ化される。まず、第1段階のグループ化は「章」と呼ばれ、章の中にさらに小さな括りが必要で

あれば「節」、さらにその中に「款 [かん]」、さらにその中に「目 [もく]」という括りが作られる。英訳では、Chapter, Section, Subsection, Division とされる。(ちなみに条は、article である。) 章・節・款・目には、それぞれ章名・節名・款名・目名が付される。

条文数が多い法律では、より上位の括りとして「編」が用いられる。(英語では、Part とされるが、かつては Book とされていたこともある。) 民法は5編 (1050)、商法は3編 (850)、会社法は8編 (979)、民事訴訟法は8編 (405)、刑法は2編 (264)、刑事訴訟法は7編 (516) であるが、憲法 (103) には編はない。参考までにカッコ内に各法律の最後の条番号を付したが、これは単に本則最後の条の条名 (条番号) であり、その法律全体の条数を示すものではない。実際に、改正による枝番号が付された条文の追加のため、条数そのものは、商法以外は、もっと大きい数字である。

条の削除は、条を削った後の空番に「削除」と記載して、後続の条番号を繰り上げないので、見かけの条数は少なくなる。しかし、「から～まで」を利用することで、行数の節約をしている。たとえば、商法「第1編 総則 第7章 代理商」には「第32条から第500条まで 削除」という条文がある。この内訳は、現行の会社法として独立した旧「第2編 会社」(旧第52条～旧第500条。枝番号条文も多かった。) と平成17年法律第87号による商法改正の際に総則が第1条から第31条までに圧縮されたあとの空番 (第32条～第51条。ただし、第32条のみ平成30年法律第29号による削除である。) である。「第2編 削除」とせず、「第3編 商行為」を「第2編」に繰り上げたので、第7章に削除規定が含まれる形になっている。「から～まで」のおかげで、469行が1行で済んでいる。

以上のような基礎知識を踏まえて、まず最初に行うマーキングは、章名・節名・款名・目名の右側に赤色のボールペンで欄上の線から下の線まで赤線を垂直に引く単純作業である。たとえば、民法「第三編 債権」「第一章 総

則]「第一節 債権の効力」の箇所は赤線が3本並ぶ。章名等を目立たせるのが目的であれば、マーカーで塗りつぶせばいいのだが、赤線1本で区切っていくのは、印刷されている条文を塊として二次的に把握するよい方法だからである。私はこの方法をブロック化と名づけたが、法律学の随所で活躍する有効なテクニックであり、その一例が章名等の前の赤線引きである。機械的な作業ですますことができるので、胸を張って通読と言えるものではないかもしれないが、最初から最後までページの数は確実にめくらねばならない。

この方法を思いついたきっかけは、法学入門の講義中である。入門の授業中は、いろいろな別個の法律の条文の参照を指示することが多い。これは学生に、可能な限り多くの条文を六法のページをめくりまくって探させて、目に触れさせるという目的をもって意図的にしていることで、その時点で学生が条文の内容を理解できるかどうかは二の次なのである。一つでもいいから条文中の言葉が目に残れば、それだけでいい。将来「どこかで前に見たことがあるな」という程度でも記憶が残れば、願ったり叶ったりである。だから、入門の授業では有斐閣の『ポケット六法』を教科書に指定して、受講者全員が同じ六法を使用しているという状況を作り出すのである。「民法第〇〇条」と指示してワntenボ置いて学生の動きを見て、もたもたしている学生が多そうなら「〇〇ページ」とページ数で指定して、条文を音読し、続いて「刑法第〇〇条」と跳んでいく。こちらは声に出す前に、手元の六法をめくりながら、目で確認してから声を出すということを繰り返している。六法のページを開いて目標条文を探すために条文を目で追っていくのだが、どうしても目が泳いでしまう。もちろん、付箋をはさんだり、目印を付けたりすればいいのだが、ある時、刑法の各則だったように記憶するが、黒鉛筆で、章名の右側に縦線を引いてみた。そうすると、目の負担が驚くほど軽減された。これに味を占めて、この方法をいろんな読書に応用してみた。鉛筆で線を1本引くだけで、段違いに見易くなる。これこそブロック化の賜物なのである。

六法について、章名等の右側の赤線のほかに、内容的まとまりがある部分

の最初に縦線を引いてみた。現在でこそ、最近の民法改正のたびに款名や目名等が付されることが多くなり、ずいぶん検索が楽になったが、平成 16 年の民法現代語化前のカタカナ条文の頃は、ブロックが大きすぎて、条文がいわば親切ではなかった。その条文に縦線を入れると、効果抜群であった。現時点では基本的な法律の中では刑事訴訟法が見にくい代表格である。「第 2 編 第一審」の「第 1 章 捜査」や「第 2 章 公訴」が特にそうである。第 199 条、第 210 条、第 212 条の前に線を引けば逮捕の方式をブロック化できるし、第 291 条、第 292 条、第 293 条は連続して見えるが枝条文が挟まっているので、線を引くだけで公判手続の流れが浮かび上がり、ブロック的にパッとわかるようになる。だまされた思っ、一度ためていただきたいお勧めのテクニックである。

条の構造を説明したついでに、官報での法令文の配字のルールを見ておこう。1 行の文字数が異なるほとんどの六法も、このルールに従った組み方をしているが、一般の学生が意識することはないし、それも当然である。条文を読む側ではなく、作る側、書く側、つまり法文の起案者にとって必要な知識だからだ。公務員研修の講師をしていた時、説明用に作った図表を次に掲げる。記憶用のフレーズ (語呂をよくして、覚えやすいように作成した。) を見れば、ほぼルールはわかるので、それで説明に代える。学生には瑣末すぎるだろうが、せっかく苦勞して作ったので、ここで紹介する次第である。(もちろん、原文は縦書きであるが、印刷の都合上、横書きにした。)

<配字のルール> 原文は縦書き。■は空白を示す。

■	(	条	文	見	出	し	)				←見出しは 2 字目に 丸カッコ
第	○	条	■	…	…	…	…	…	…	…	←条名は ゴシック体で 1 字目から
■	…	…	…	…	…	。					条のあと 1 字空白 文開始 改行初字は 第 2 字目
2	■	…	…	…	…	…	…	…	…	…	←項番号 アラビア数字で 1 字目に
■	…	…	…	…	…	。					項のあと 1 字空白 文開始 改行初字は 第 2 字目

3	■	…	…	…	…	…	…	…	。	
■	一	■	…	…	…	…	…	…	…	←号番号 漢字で数字を 2 字目から
■	■	…	…	…	…	…	…	…	…	号のあと 1 字空白 語句開始 改行初字は 第 3 字目
■	二	■	…	…	…	…	…	…	…	
■	■	イ	■	…	…	…	…	…	…	←号細分 3 字目からで イロハニホヘト
■	■	■	…	…	…	…	…	…	…	←細分の 開始・改行 プラス 1
■	■	ロ	…	…	…	…	…	…	…	*号末に まるが付くのは 「こと。」「とき。」 だけ
■	■	■	附	■	則					←「附」は 4 字目 「則」は 6 字目 ゴチック体
■	(	施	行	期	日	)				
1	■	こ	の	法	律	は	,	…	…	←条立ての場合は条に準ずる。
■	…	…	か	ら	施	行	す	る	。	項立ての場合は項に準ずるが、項番号 1 を付し、
■	(	経	過	措	置	)				見出しを付する。
2	■	…	…	…	…	…	…	…	…	

## 5 号

その次に行うのも、ほぼ機械的にできる作業である。オレンジ色マーカーで号数字を塗りつぶすだけである。号番号は行の 2 字目に漢数字があり、1 字空白の後から文字が始まり、2 行にわたるときは 3 字目から始まるから、号番号の漢数字は整然と頭が並ぶ。それだけで十分視認性が高いので、わざわざマーカーで目立たせる必要もないと、最初は思っていた。しかしある時、漢字の「一」から、横に「二」、「三」…とマーカーで帯を描いていくと、号の部分全体がひとまとまりに見えて、特に項がいくつもある場合に、項から項への目の移動が楽になったのである。

号番号が付されて箇条書きに並べられている「各号列記の部分」は、柱書（「はしらがき」は法令用語ではなく、法制執務での慣用語で、正式には「各号列記以外の部分」という。）の「次に掲げる A」（刑訴など戦後間もない法律では文語調の「左の A」も混在している。）の A の部分に代入すべき部分であるから、条文の本体は柱書である。そこで「次に掲げる A」の部分と同じくオレンジ色マーカーで塗りつぶすと、あたかも空欄補充問題のように、問

題文の空欄部分と、選択肢の一から最後の数字までというふうに見える。Aと各号の末尾の語句は、特殊な用法は除いて、原則として「呼応」している。かなり手間がかかるのでこの段階でそこまで一度にしてしまう必要はなく、あとから時間的余裕のある時にじっくりと柱書に目を通して、作業をすればよい。ひとまず、号番号だけに注目して作業を進める。なお、枝番号「二の二」や「十一」のような十以上の数は、一字目だけを帯のように塗る。号の細分「イ」「ロ」…や細分の細分「(1)」「(2)」…は、その文字の部分の帯にすればよい。通常の号番号と号の細分がある箇所は帯が2段になって太くなっている。

柱書が「次に掲げるA」+「(それぞれ)当該各号に定めるB」となっているタイプ（釈義その7 p.18において、「上段・下段方式」と名づけた。）では、各号列記の部分は語句aと語句b（説明文の場合もある）が一字分空白で結合された「a□b」の形となっている。この形式では一字分空白（□の部分）は見落としやすい。そこで、柱書に「当該各号」とあれば、上段・下段形式だと見定めて、一字分空白を見つけ、その空白をオレンジ色マーカーで塗っておくと見逃すことはない。上段・下段方式は、民法では、令和4年法律第102号による改正で頻用されている。第775条、第777条、第778条、第786条を六法で確認していただきたい。

## 6 丸カッコによる注記

号の次は、丸カッコで囲まれた注記（用語の意義、法律番号、条項引用された内容要旨を示す）の部分を、黄色のマーカーで「(」(開きカッコとか、始めカッコとか、呼ぶようだ。)から「)」(閉じカッコとか、終わりカッコとか、呼ぶようだ。)まで、傍線ではなく、文字の上全部を塗りつぶす作業である。フリクソンのマーカーは、紙の裏までの染み込みが少ないので、非常にありがたい。これらは上記3つの中身の違いを意識せずに、機械的に開き丸カッコを見つけたら、そこから閉じ丸カッコまでをマーカーでたどっていか



ばよい。丸カッコは、注記以外にも、目次中の条文範囲を示す部分や各条文見出しや別表の参照元の条名にも用いられているが、これらをマークする必要はない。

丸カッコの注記を黄色マーカーで塗る作業すると、だれでもみんな気づくのは注記が思いのほか多いことである。最近の改正における条文の「行政法化」(私が個人的に命名しただけで、それほど注目されていない現象かも知れないが。)のせいなのである。古い法律でも、改正時に追加された枝番号条文の中にはたくさん含まれている。

丸カッコの中は、初出の法律名に付記される法律番号、言及箇所の内容明記(民法第362条第2項の「前三節(総則, 動産質及び不動産質)」のごとき親切感あふれるもの)のほか、大半は定義規定や略称規定である。もっともこの段階では内容には深入りせず、ひたすら黄色マーカーで塗る作業を続ける。黄色に塗っていないところを読めば、条文の骨組みがわかりやすいという効能もある。作業をし終わると気づくのは、あまりにも黄色くなりすぎるページが出てきて、黄色以外の色ではインパクトが強すぎることである。黄色のない、改正がない昔からの条文を見るとほっとするであろう。丸カッコ内の「(～, 以下同じ。)」と「(以下～。)」は超重要であるが、それについては後述する。また、稀であるが、二重カッコ、三重カッコが出てくることもある。それは気にせずに、開きカッコから閉じカッコまでを1本の黄色の帯で塗りつぶした後で、二重カッコを黒鉛筆でなぞって目立たせればよい。区別しようとして別の色のマーカーで重ね塗りしたこともあるが、あまり効果はなかった。ここまでの作業で条文の文の流れが非常にたどりやすくなったはずである。

## 7 前段・後段, 本文・ただし書

号と注記は外形的なものを手がかりに機械的作業が可能であるが、その次

は、一つ一つの文を目でなぞっていかなくてはならない。すべての条は項から構成されており、1項のみから成る条と、複数の項から成る条があり、1項だけの条は「第○条第1項」とわざわざ言う必要はなく、「第○条」とだけ言えばいい、という説明のしかたも可能である。この説明なら、すべての条は項から構成されていると言うことができ、項が1個だけの条と2個以上の条があると簡単な言い方が可能になる。

この項の中に2個の文が含まれる場合、先行する文を「前段」(first sentence)、後続の文を「後段」(second sentence)と呼ぶ。後段が「ただし」で始まる場合は、特別に「ただし書」(proviso)と呼び、この場合の前段を「本文」(main clause)と呼ぶ。「本文」という語は、「○○法の本文では…」というふうに、法律や各条文を指示・言及する際に使いたい語なのであるが、条文そのものの中で、ただし書の「本文」を指すためだけに使うと限定されているので、それに従うしかない。「本文」だけでなく、他の3つの用語も、条文の一部を指示する表現として、条文自体の中で用いられている。

現在では段の使用は2つ、つまり前段と後段に限り、それ以上必要な場合は、文章を工夫するか、号立てにするか、内容を分けて項を増やすかするという起案方針のため、段が3以上になることは、原則的にないと言える。しかし、古い法律の中には、たとえば刑事訴訟法第24条第1項、第68条、第210条のように、3文から成る条文がある。この2番目の文は「中段」と呼ばれる。また、第60条第2項と第299条第2項も3文から成るが、3番目の文が「但し」(現在では、平仮名の「ただし」を用いることになっている)で始まるので、前段・後段本文・後段ただし書となり、中段は用いない。

もっと古くなると、手形法の第34条第1項と第46条第3条、小切手法の第19条と第42条第3項が、4文から成る条文である。この場合には、第1段・第2段・第3段・第4段と呼ぶしかない。手形法と小切手法は、大学で学ぶ法律の中では、濁点付き片仮名・文語体表記の珍しい法律であるが、句点が付けられていないので、うまく切れ目を入れて、4文を探さなければならず、

現代の学生にはハードルが高いかもしれない。

前段と後段、本文とただし書の境目、つまり第1文の句点の下に赤のボールペンでカギカッコを書き込んでいく。縦書きなので、外形的な手がかりとして句点「。」を見つければ、句点と次の文字の間に横線を引き、行の幅が終わったところで、下に向かって、文字の右側に3文字から5文字程度(「ただし」「この場合に」の部分に相当する)の傍線を引く。そしてその行の上の余白に、ここから後段が始まるという意味で「z」を、ここからただし書が始まるという意味で「t」を書き込む。ただし書の「t」はローマ字のイニシャルであるが、後段の「z」は、前段「x」より後ろであることを示す「z」である。ローマ字のイニシャルを使って、前・中・後をz・c・kとすると、条名を略記してソートする時に、c・k・z(中・後・前)になってしまうので、アルファベット末の3文字x・y・zを、前・中・後の順序を表す記号として使うことにした。(「y」を使うことは、ほとんどない。)[ただし]は現行では平仮名であるが、戦後のある時期まで漢字「但し」が用いられていた。この区別をするために、漢字のほうには大文字の「T」を使ったこともあるが、区別の実益はほとんどなかった。

また、一つの文の前半部分と後半部分を特定して呼ぶ場合に「前段」・「後段」を用いる場合が若干ある。とりわけ、刑法では罰条を細かく表示する必要がある場合があるので、いくつか出てくる。たとえば、刑法第240条において、条文見出しを「強盗致死傷」というふう「致死」と「致傷」をまとめているとともに、規定は「強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。」というように読点の区切りで場合分けしているものの、全体は句点が一つの1文という表現がとられている。そこで、実務では、罰条を記載するとき、強盗致死罪は第240条前段、強盗致死罪(さらに強盗殺人罪も)は第240条後段と細分している。「,又は」で2個の構成要件が結合されている第130条の住居侵入罪・不退去罪や第220条の逮捕罪・監禁罪も同様である。これらの場合、段の区

切りは、赤の点線で描くことにした。

## 8 又は・若しくは、並びに・及び・かつ

ここからは法令用語を拾い上げて、印を付ける、つまりマーキングする作業である。

法学入門での法令用語解説は、選択の接続詞「又は、若しくは」、併合の接続詞「及び、並びに、かつ」、並列の「その他」と例示の「その他の」、仮定的条件・限定の「場合、とき」、時点の「時」、二重限定の「で（あって）…もの」、擬制の「みなす」と推定の「推定する」、「適用する」と「準用する」、数量・時間の基準点「以上、以下、超える、未満」、「以前、以後、前、後」、「AからBまで、A乃至B」の順に、それぞれの用語に関する短い説明をした後、それが使われている条文の例を見るために六法を参照させ、その条文に簡単なコメントを付けるという形で行っていた。これらの適切な例となるような条文——将来、学生が実定法の専門科目を学ぶ時に必ず出会う条文が望ましい——を見つける目的で、条文を通読し始めたのである。そのメモの蓄積は、このシリーズのどこかでほぼ使い切れたと思っている。

接続詞の好例を見つけるために、六法から選択の接続詞と併合の接続詞を見つけては目印を付け始めたのだが、これが通読への道に踏み込む最初の一步であった。その頃は、黒鉛筆で丸カッコ（ ）や角カッコ [ ] を書き込んでいた。しばらくして、「及び」があれば、その上に赤色のボールペンでスラッシュ（/）を1本、「並びに」があれば、その上に赤色のボールペンでスラッシュを2本を入れることにした。「並びに」は必ず「及び」より大きい括りなので、最初から2本引いて、その後ろに1要素、その前に1要素か、その前に読点があればその数によって複数の要素があると分析していけばいいのである。

選択の接続詞の場合は、青色のボールペンで、「又は」だけならその上にス

ラッシュを1本,「又は」と「若しくは」があれば,「又は」に2本,「若しくは」に1本である。「及び」が常に赤色1本であるのに対して,「又は」は青色1本と青色2本になる。「大若し」・「小若し」や「大並び」・「小並び」という3段階になった場合は,形式的には複数の可能性がある場合があるので,その接続詞の及ぶ範囲の最初と最後に印を付けたら黒鉛筆で囲んでしまふとかしてかたまりを作ったあとで,その内部に接続詞の論理的な使い分けのルールを適用して判断して,妥当な結論を導き出さなければならない。3段階の場合は,分析した後で,黒鉛筆でカッコを書き込むほうがラッシュよりはわかりやすい。

3段階の使い分けのルールは次のとおりである。2段階と3段階では,左のほうが上位の接続である。

	選択の接続詞			併合の接続詞		
1段階	又は					及び
2段階	又は	若しくは			並びに	及び
3段階	又は	若しくは(大)	若しくは(小)	並びに(大)	並びに(小)	及び

1) 1段階接続の場合は,「A又はB」・「A及びB」のように「又は」・「及び」を使う。「A若しくはB」や「A並びにB」という表現は,法令文には出てこない。結合するものが3個以上のときは,「A, B又はC」・「A, B, C及びD」のように最後の要素の前に一度だけ接続詞を使い,接続詞の前に並ぶ要素は1個ずつ読点で区切る。接続詞を用いるのは最後に1回というルールは,複数の要素がまとまって1個となったときには,常に適用されるルールである。ここから,接続詞の後には必ず要素は1個ということと,接続詞の前は読点をたどっていくことで先頭の要素までたどりつき,結合された要素全体が1個のものとして把握できることになる。名詞,形容詞,動詞の接続に共通である。

2) 2段階接続では,「若しくは」・「並びに」が導入される。「若しくは」は「又は」より小,「並びに」は「及び」より大となる。「A又はB若しくはC」・「A

並びにB 及びC」では「A」と「B若しくはC」・「B及びC」が、「A若しくはB 又はC」・「A 及び B 並びに C」では「A若しくはB」・「A 及び B」と「C」が上位の接続である。2段階接続の場合には、上位の「又は」・「並びに」に注目し、その後ろには要素は1個だけというところから分析していけばよい。

- 3) 3段階接続では、「若しくは」・「並びに」が繰り返し使われ、「大若し」・「小若し」、「大並び」・「小並び」と呼ばれる。「若しくは」の場合は、「若しくは」接続のどこかの要素にさらに「若しくは」接続が代入されたと見ればよい。「並びに」の場合は、「並びに」と「及び」から成る2段階接続が、「P並びにQ」・「P, Q並びにR」等の「並びに」接続のどこかの要素に代入されたものと見ることができる。記号のみで示された接続関係を見ているとパズルのように難しそうだが、実際の語句で見ると、類似の語句をグループとしてまとめるのは意外に簡単で、その内部が接続詞の論理的用法に合致しているかどうかという観点から分析していけば、OKである。

これらの接続詞はどの法律においても、数多く使用されているので、すべてをボールペンで色分けしていくと、にぎやかになりすぎて、見ていてうるさい感じになる。だから、すべてをマークし尽くすことまでしなくてよく、必要な場合のみ拾い上げて分析するくらいで十分である。

併合の接続詞「かつ」は、2個の概念が重なった部分を指示するという特殊な用法がある。目立ったほうがいいので、「かつ」の左右に赤色ボールペンで傍線を引いて語句を赤い線ではさむ形にした。「かつ」は用いられている数が少ないので、マークしても邪魔にならないので、必ず記入しておくべきである。

「AとB」のように2つの語句のつなぎ言葉として接続助詞「と」が用いられることがある。「正義と秩序」(憲法第9条第1項)、「個人の尊厳と両性の本質的平等」(憲法第24項第2項)など法令用語というより、原則を述べる日常用語的な文脈で使用されている。時々現れるので、気がつけば、何か印を付けておけばいいだろう。

## 9 その他・その他の

選択の接続詞と併合の接続詞は条文には頻出するため、必要な場合だけにピックアップすればいいので、必須の作業ではないが、「その他」と「その他の」はそれほど多くないので、全部に印を付けておきたい法令用語である。「Aその他B」はA、Bがそれぞれ独立した要素が並列するものであり、Aに加えて、それ以外のBが範囲となるので、赤のボールペンで「その他」の文字に重ねて「+」を描く。他方、「Aその他のB」は、Aは単にBの例を示す一つの例に過ぎず、類Bが種Aを含むという論理的関係となるので、「その他の」の上に、集合論でいう部分集合（集合Aが集合Bに含まれる）を示す記号（ $A \subset B$ ）である「 $\subset$ 」（厳密に言えば、六法は縦書きなので、形としては「 $\cap$ 」である。横書の集合論では共通集合を示す記号である。）を「その他の」に文字を重ねて描く。閉じたほうが小さくて含まれるもの、開いたほうが大きくて含むものである。（不等号「 $<$ 」を思い浮かべれば、大小で戸惑うことはない。）学生の記憶に役立つように「その他並列、その他の例示」というフレーズを作り、教えていた。かつて司法試験の本番でこれを唱えながら六法をめくっていたという学生がいた。

もっとも、並列と例示の原則が一貫していない場合が若干あり、最終的には内容を吟味して確定しなければならない。また、「前述したこと以外に」というような日常的意味で用いられる「その他の」もあり、これは例示の意味を持たず、どちらかというのと並列に近い添加・追加を示すものである。刑法各則では「又はその他の方法により」という形で多用されており、裁判所法の条文見出し「(その他の権限)」(裁判所法第8条、第17条、第25条、第34条)もこの用法である。

さらにまた、憲法第21条第1項の「…言論、出版その他一切の表現の自由…」等で用いられている「その他一切の」が、「その他」かそれとも「その他の」かという争いがあるが、私は、「言論+出版+一切の表現」という並列で

はなく、「言論, 出版C表現」という表現（大）の例示が言論（小）と出版（小）だと見るので、「その他の」説に従い、6文字全体に「C」を重ねて描く。

## 10 準用する・適用する

ここからは条文の文末、つまり句点マル「。」の前に注目して印を付けていくのであるが、緑色を使うことにする。

まず、「準用する」は、「準用」の部分の四角（□）で囲む。ただ、「準用」は文末動詞の場合だけではなく、「第～条において準用する場合を含む」や「第～条において読み替えて準用するA」のように文中で用いられる場合もマークしておきたいので、ボールペンではなくマーカーで「準用」を塗りつぶすことに変えた。「準用」を囲みではなく、塗りつぶしにすることに応じて、「読み替える」をマーカーによる四角（□）で囲むことにした。見出しに「準用」があればそれも塗っておく。それとのつながりで、「適用」もマーカーによる丸（○）で囲み、この場合は、「適用しない」をマーカーでペケ（×：「バツ」ともいう。）を付けることもある。こちらもボールペンでは少し弱いので、マーカーを用いることに変えた。この作業を終えると、「準用」という法令作成テクニックがいかに駆使されているかを量的に実感できる。当初、「読み替える」は「準用」のみの補充規定として用いる法令用語であると思い込んでいたが、この作業をすることによって、「読替えて適用する」という表現もあることがわかった。

令和5年法律第28号「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、刑事訴訟法に7つの表が追加された。罫線で囲んだ四角の枠を作り、その内部を縦線と横線で区分して、様々な事項を記載したものが、条の中に配置されれば「表」、附則の後ろに配置されれば「別表」と呼ばれる。第345条の3の表は、3段組の表であり、「…準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に



読み替えるものとする。」という文言で読み替え指示の定めがある。第494条の4, 第494条の7, 第494条8, 第494条の12も同様である。他方, 第483条の2は, 「…の規定の適用については, 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし, …の規定は, 適用しない。」という文言の定めがあり, 第494条の2も同様である。前者は典型的な準用規定であるが, 後者は「変更適用」と呼ばれるものである。第483条の2, 三項下欄に「第483条の2において読み替えて適用する第342条の3」という文言があり, 「読替え適用」と呼ばれるのも故なしとしないが, 私としては「読み替える」は準用の場合に限定するほうが良いと考える。

## 11 同様とする・この限りでない, みなす・推定する

その次は, 緑色のボールペンを用いる。まず, 「も, 同様とする。」の「も」を○で囲み, それに連結して, 「同様とする」の部分に直線の傍線を引く。次は, 「この限りでない。」の「この」の右肩に小さな×を書き, 「この限りでない」の部分に波線の傍線を引く。「同様とする」は, 「この場合において,」から始まる後段の結びとして用いられることが多く, 「この限りでない」は, 専ら「ただし,」の結びとして用いられる。前段で定められた効果が後段の場合も同じときが「同様とする」, 本文で定められた効果が排除される場合, つまり適用除外のときが「この限りでない」である。どちらも定番の法令用語で, 言葉の節約のはたらきをしている。この書き込みは, 「後段」と「ただし書」の最初を赤ボールペンで区切っていく作業と同時に進めても差し支えないが, 文末が「後段」では「同様とする」, 「ただし書」では「この限りではない」で必ずしも終わらないことを考慮すると, 別個の作業として行ったほうが経験上効率的であった。

それよりも, 緑色のボールペンを手に行っているから, 文末に注意を集中して, 同時に, 「みなす」と「推定する」もマークしていったほうが能

率的である。「みなす」にはひし形 (◇), 「推定する」には三角形 (△) を上書きする。「みなす」には、文中での「みなし」や「みなして」というバリエーションも存在するので、同様にひし形 (◇) を描くが、文末と文中の双方を同時に見つけようとする、思いのほか時間がかかるので、片方ずつ通して作業するほうがよい。見出しでは「みなし〜」や「擬制」も、「みなす」と同じくひし形 (◇) を付けておく。

## 12 場合・とき・時

仮定的条件を表す「場合」と平仮名の「とき」(わざわざ平仮名と断るのは、漢字の「時」とは、後述のように用法が異なるからである。)には、その下に閉じ丸カッコ「)」を青色のボールペンで書き込む。「場合」「とき」とも名詞であるから、「場合において」「場合には」「ときは」までを含んで初めて条件(もし〜ならば:if)を意味できるのであるから、マークするのは正確には、「場合において)」、「ときは)」ということになる。(「において」や「は」のほかにもいくつかのバリエーションがあるので、本稿では単に「場合」「とき」の下という言い方をしている。)当初は、条件の始まりにも開き丸カッコを付けて、条件全体を一括りで見やすくするやり方をしていた。しかし、他の印もいろいろ書き込んでいくと、ごちゃごちゃしてきて意図に反して見えにくくなったので、最終的に条件の最後の語句である「場合」と「とき」の下に閉じ丸カッコを付けることに落ち着いた。条件部分のまとまりよりも、条件とそれに続く部分、文法用語で言えば、従属文と主文の区切りを示すことを優先したことになる。区切りならスラッシュ (/) や (縦書きなので) 横区切り線 (—) の使用も可能であるが、本来の「(条件部分)」の片落ち「条件部分)」の感覚も残るので、閉じ丸カッコのみを使うことにした。また、「場合」は、英語で言えばわかりやすいが、仮定的条件「if」だけでなく、名詞「case」の意味で用いられることもある。条件を表す「in case」の「case」の部分と言え

ようか。こちらの場合も仮定的条件の場合と区別せずに、閉じ丸カッコを付けておけばよい。「とき」にも名詞的用法があり、柱書の「次に掲げる場合」や「次に掲げるとき」に呼応する各号列記の部分での「とき。」というかたちで頻出する。(各号列記の部分では、号末が「こと」と「とき」の二つの場合のみ、句点マル(。)が付される。)もつとも、あえて際立たせる必要はないから、マークするには及ばない。「場合」と「とき」の意味上の区別はなく、どちらを用いるかは語感の違いよるとするのは周知のとおりだが、柱書と列記部分の呼応も、それがよくうかがえる実例である。

平仮名「とき」とのつながりで、漢字「時」にも触れておこう。「時」は条件ではなく、特定の時点・時刻を指示する場合に、あるいは(同じ意味で)指示するときに、用いられる。「時に」や「時から」が大半で、「時は」が用いられることはほとんどないので、「とき」は条件、「時」は時点とさえ覚えておけば、混同することはほとんどなかろう。読むよりは、書く、つまり起案の際の使い分けに注意すべきである。マークはしてもしなくてもよいが、授業で使用例を教える必要があった頃は、目につきやすいように、青色のボールペンで「時」を四角に囲んでいた。「〇〇時」「同時」「即時」等も、必要なら、何らかのマークをしてもよい。

「場合」と「とき」の使い分けは、法文起案者が語感、語呂、読み易さ等を考慮して適宜判断していると言うしかないようだが、仮定的条件が2段階になったとき、つまりまず第1条件で1回目の絞り込みをかけ、第2条件で2回目の絞り込みをかけるときには、第1条件に「場合」、第2条件に「とき」を用いるのが原則である。いわゆる二重限定である。この場合は見やすさを考慮して、「……場合において)、……ときは)」のように、第1条件に通常の閉じ丸カッコ、第2条件に閉じ二重丸カッコを用いることにした。

民法第724条は「場合」「とき」「時」が3つとも登場する条文である。平成29年法律第44号による全部改正の前後の条文を示しておく。前段・後段様式から号立て様式への表現上の変更が興味深い。

○民法 第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）〈平29法44改正前の規定〉

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年間を経過したときも、同様とする。

○民法 第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）〈平29法44改正後の規定〉

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

### 13 であって……もの／で……もの

仮定的条件の使用による二重限定と同様の機能を果たしているのが、「であって……もの」である。ここでの「もの」は、おそらく「であって……もの」という二重限定の構造を際立たせるために、「であって」の前の名詞の繰り返しをあえて避けて「もの」を用いているのが原則である。本来は「～者であって……者」や「～物であって……物」とするべきところを、先行名詞を受ける後ろの「者」や「物」を平仮名の「もの」で表記するのである。

「であって」は、下に読点が付く場合も多く、条文を流し読みをしている時も、比較的気づきやすい。しかし、これの短縮形、あるいは省略形である「で……もの」は条文を目を皿のように探さないと、「で」が文字の中に埋もれてしまっただけで見落とすことが多い。もっとも、ここまで説明してきたいろいろの書き込みをしていると、探す場所が減ってくるのと、だんだんセンサーが鋭敏になってきて、ありそうな場所が予想できるようになり、その条文をゆっくり読むと「で」が浮かび上がってくるようになる。「で」も「もの」も、多様な用法があるので、条文をじっくり見ていく必要がある。記号的な手がかりがないと言ってもよいので、通読感が高まるはずである。

マーキングについて、二重限定であるから、「場合-とき」と似たものをいろいろ試してみたが、なかなかしっくりくるものに出会わなかった。今のところ、青色のボールペンで「であって」や「で」の「で」の部分に逆三角形(▽)を、「もの」の部分に三角形(△)を描くことにしている。

## 14 注記の内部

丸カッコで囲まれた注記部分を、黄色マーカーで塗りつぶすのは、マーキングの第1段階で行った。各種の法令用語がカッコ内にある場合は、当然マークすることになるが、黄色部分の内部は、時間的には後回しにする区画と見ても差し支えない。

注記は定義(広義)と略称に大別される。定義は、次の表のように、それぞれ文末動詞により細区分される。

「～をいう。」は定義(狭義)を示し、用語の内包的意義又は外延的意義を示す。「～を含む。」は通常の意味にあるものをプラスして追加する定義、「～を除く。」は通常の意味からあるものをマイナスして除去する定義、「～に限る。」は通常の意味から一部分を除去して、意義を絞り込む定義(複数の「除く」をまとめた場合の呼び方と見ることもできる。),「～にあっては,」「～については,」「～ときは,」(これ以外にもある)は通常の意味を特定の場合には一部を変更する置換による定義である。通常の意味を上げたり、縮めたり、限ったりする操作は、法律学でいう拡張解釈・縮小解釈・限定(制限)解釈と思考操作は同一である。したがって、通常の意味を想定して条文の規定を定めている立法者自身が行う条文解釈と見ていいだろう。やや強引ではあるが、一部を読み替える置換は類推解釈に似た操作であるといえ、全体として解釈方法論と並行的に論じることが可能になる。

注記による定義(広義)は、そのカッコの前の字句について個別的に作用するのだが、適用範囲をその当該箇所以外にも広げて作用させることもでき

る。その場合、この定義を適用する範囲がカッコ内の最後、つまり句点の後ろに置かれるので、適用範囲後置型と名づけた。注記された箇所以降で、どこまで射程が及ぶかであるが、もっとも長いのが「以下同じ。」であり、法律の最後の条文にまで及ぶ。射程が限定される場合は、章・節・款・目・条・項・号の順で短くなり、注記箇所を含む同じ章等に及ぶ「以下この～において同じ。」、注記箇所自体の章等は除き、その次の章等に及ぶ「次～において同じ。」、「次」をとばしてその後に及ぼす場合は具体的に章等を指示する「第～において同じ。」となる。これらが組み合わさることもある。

定義	A (～をいう。	以下同じ。)
拡張	A (～を含む。	以下この★において同じ。)
縮小	A (～を除く。	次★において同じ。)
限定	A (～に限る。	第○★において同じ。)
置換	A (…にあつては、～。 A (…については、～。 A (…ときは、～。	★：章/節/款/目/条/項/号

ここで重要なことは、注記箇所の後に出てくる射程範囲内の当該箇所の字句からは、さかのぼって注記箇所を探す手がかりがまったくないということである。「以下同じ。」ということは、注記箇所の後ろにその字句が出まくることもある。どこを探せばいいのか。民法では、「以下同じ」は、最初は第10条、最後は第927条に出てくる。単純に見ても、第10条まで果てしなくさかのぼらねばならないのと、第927条まででよいかというのは、大きな差がある。黄色マーカーで塗りつぶした箇所を、見当をつけながらとびとびにさかのぼっていけばそのうち見つかるというだけでも、相当楽である。そこで、「以下同じ」を目立つ赤色で、その箇所を際立たせることにした。それでも何箇所もあるが、相当絞り込みがきいている。「以下」はここから後ろはずっとということなので、下向きの矢印を「以下」の文字に重ねて描いた。「以下同じ」以外の適用範囲指定は、重要度がかなり下がるので、特にマークせず、必要に応じて個別に何かを書き込んで対応することにした。とりわけ、「第～

において同じ。」は、自由に後ろに飛び回るので、見つけた時に何か目印を付けておくに限る。

定義には、注記による定義のほか、総則的定義というパターンがある。本則の独立した条の中で、「この法律において「〇〇」とは、～をいう。」という形式で規定されるもので、適用範囲が法律全体にわたるものである。行政法規では通常第2条が「定義」とされて、数多くの定義規定を定めているものが多い。基本六法では、会社法が第2条(定義)で「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」という定めており、第1号から第34号(枝番号や号の細分をもつ号もある)までの上段・下段形式の定義規定をもっている。

定義と並ぶもう一つの注記は略称であり、「〔〇〇〕という。」と表記される。略称は多くのものが列記されたり、長い文で叙述されたものを便宜的に短い呼び名を付けて、そこから後の部分ではその呼び名で指示するというものである。性質上必ず適用範囲の定めがあり、定義とは異なり、カッコ内の最初から始められるので、適用範囲前置型と称する。

略称	(以下	「A」という。)
	(以下この★において	これらを「A」という。)
	(次★において	単に 「A」という。)
	(第〇★において	「A」と総称する。)
	★：章/節/款/目/条/項/号	

略称とされる字句は必ずカギカッコでくくられるので、ひと目見れば、略称だとわかる。なお、定義と略称の差が微妙な場合もあり、「(以下「〇〇」という。)」という表記の定義も可能だとされている。意義内容を定めているか、単なる呼び名かの違いであるが、分類にこだわる必要はなく、適用範囲に注意すれば、十分である。

## 15 等

法令用語の解説書にもあまり大きく取り上げられていないのが、「等」である。「A等」は、明示されているAのほかにもまだ何かあるという意味で用いられる。まだある何かは省略され、「等」に吸収されている。法令用語で「等」が最も意識されるのが、略称規定で「「A等」という。」というときで、「等」の中身はこの条文を見れば、判明する。また、「A、Bその他C」では、A、B、Cは並列されて同等だから、「A等」と短縮してもよい。一方で、「A、Bその他のC」では、類Cと例示された種A、Bとレベルの差があるので、「A等」とか「C等」とかは成り立たないはずだが、「A、B等」という形なら同等の種同士だから、類名Cを言わない表現として通用してしまうから、ややこしい。また、選択の「A、B又はC」、併合の「A、B及びC」のいずれも、「A等」でカバーすることが可能である。これ以外の用法もありそうなので、うまく分類整理ができず、このシリーズで扱い得なかった用語である。心残りである。ただ、目に留めてよい用語なので、赤色又はピンクのマーカーで「等」1字だけを塗りつぶしておく。

## 16 その他のマーキング

毎年の新しい六法を通読する時にするマーキング作業の範囲は、大略、以上のおりである。入門段階の学生に知識として身につけておいてもらいたい基礎的な法令用語、つまり専門科目としての各法律学に共通に出てくる用語、どの法律の条文にも出てくる用語はほぼおさえているはずである。もっとも、以上にあげた法令用語のほかにも、その時々に応じて、マークすることはよくある。逆に言えば、「その時々に応じ」ないのが、以上の用語だとも言える。通し読みして、拾い上げやすくするためにマークして、同じマークした箇所を読んでいく。常に比較が意識されており、意味内容も帰納的にわ



かるようになる。

比較することにより、理解が深まり、意味の把握が進む語群を以下にあげておこう。このシリーズでは扱い得なかったものである。色を変えたり、印の形を変えたりして、ひとまとまりのグループとして大づかみできることが大事であると思う。だから、民事訴訟法第243条(終結判決)第1項「裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。」のように、訴訟・裁判・判決の3つの用語がワンセットになった条文を見つけた時は、本当に嬉しかった。

- 1) ～なければならない／～てはならない  
     ～ことができる／～ことができない  
     ～ことを要しない／～ことを妨げない  
     足りる／ものとする  
     とする
- 2) 直ちに／速やかに／遅滞なく
- 3) 取消し／撤回／無効  
     考慮／勘案／参酌／斟(しん)酌
- 4) 裁判／判決／決定／命令／処分／訴訟／訴え／公訴  
     棄却／破棄／却下
- 5) 旨

特徴をもった表記をする用語は、通読して無理に見つけようとするのではなく、目に留まった時に、欄外にその都度メモ書きしておくことで対処すればいいと思う。大書き、旧仮名遣い、交書き、漢字から平仮名に書き換えられた語、送り仮名の違い、振り仮名などがそれである。法令文特有の表現である形式目的語を示す「これを」も含んでおいてよかろう。

上記3)の「取消し」は、「撤回」・「無効」とグループ化し、同じ色の別の印でマークするという趣旨であるが、品詞によるバリエーションも、同時にマークしておくほうがよい。「撤回」と「無効」の動詞形はサ変動詞「する」

を付けるだけなので、名詞と同じ扱いで問題はない。「取消し」は動詞では「取り消す」、複合名詞となるときは「取消」（たとえば、取消権者）というふうに、送り仮名が微妙に異なるが、すべてにマークすべきである。なお、「送り仮名のつけ方」通則6の本則によると、複合の語の送り仮名は単独の語の送り仮名の付け方によるのが原則なので、動詞「取る」と「消す」が結合してできた場合、「取り消す」となる。しかし、「読み間違えるおそれのない場合、……送り仮名を省くことができる。」という許容ルールがあり、「取消す」も許容範囲内である。法令用語においては、動詞の場合はこの許容の「取消す」は用いないが、名詞化する場合は、「取り消し」の最初の動詞の送り仮名、すなわち2個の漢字の間の送り仮名を省略して「取消し」とするのが、独特の慣行となっている。「申し込む」・「申込み」・「申込用紙」もその一例である。この送り仮名省略のルールをしっかりと覚えておけば、手書きで答案を書く時に送り仮名で迷うことがなくなることだろう。（ワープロでは自動変換できない場合がよくあるので、単語登録する手間がかかるのは、皮肉なことである。）

## 17 官報と公布文・上諭

六法を見ているだけでは、公布文を目にすることはない。本稿の趣旨は、対象を六法に限定して「条文を通読する」ことの効能と方法を書いているのだから、見たことのない公布文に言及することはある種の逸脱にも見えよう。

私が法学部で法学入門・法学基礎を担当していた時は、前年版の官報から重要な法律の一部改正や話題になった新制定の法律等を選んで、その一部分と掲載した官報の号の1ページのコピーを、学生に対する講義資料として必ず配付することにしてきた。『官報』というものの存在と、このような形の原典がある種の加工を経て六法収録の条文となっている事実を知識としてもっておいてもらいたいと考えたからである。六法の背景をも知っていることは、条文を読む際にプラスの効果があるにちがいない。とはいえ、私自身にして

も、配布の準備作業のために官報を見るのはせいぜい年に一度か二度である。1年分の新聞紙の束から、該当の日付の官報を抜き出すのである。

学生は普通の法律学の勉強のためには、毎年改訂が加えられて発行される最新の六法を購入して、その条文を信頼して読めばよい。毎年六法を買い替えることは、非常に重要である。現行法を対象とする法律学の学習は、まさに現時点で有効な条文の上に行われなければならないからである。六法の改訂は年1回であるから、その間に重要な改正や新制定が行われた場合は、その情報をどこからか仕入れねばならない。その情報源は最新の官報である。在職中は大学の図書館に行きさえすれば、参照できた。時には平成7年の刑法平易化の改正の時のように、5月12日に官報販売所まで出向いて、購入したこともあった。

現在はネット検索の環境が整っており、入手に苦勞することはなくなった。「インターネット版官報」というサイト (<https://kanpou.npb.go.jp/>) があり、直近30日分の官報の全文が無料でPDFデータの形で閲覧できる。また広島大学では学内限定で同時接続1のデータベース「官報情報検索サービス（昭和22年～）」が利用できる。これはテキスト表示とイメージ表示（画像データ）が閲覧できる。いずれにせよ、紙版が正本で、電子版はその紙版の内容をデジタル的に再現した附属物という位置づけであった。

「である」ではなく「であった」と表現したのは、次のような理由である。令和5年12月13日公布の「官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）」により、ネット上の電子版の官報が正本とされ、官報掲載事項を記録するためのファイルをウェブサイトに掲載することが官報の発行とされることとなった。ついに官報電子化の最終段階に到達したのである。

○官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）

第3条（官報による公布等）

- ① 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令（最高裁判所規則その他の規則で

内閣府令で指定するものを含む。以下「法令」という。), 条約並びに詔書の公布は, 官報をもって行う。

2 <略>

第5条 (官報の発行の方法)

① 内閣総理大臣は, 官報を発行しようとするときは, 内閣府令で定める官報の種類ごとに, 内閣府令で定めるところにより, 官報を発行する年月日, 当該年月日に係る公布等事項及び前条に規定する事項その他内閣府令で定める事項 (以下「官報掲載事項」という。) を記録した電磁的記録 (電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第12条及び第13条第1項において同じ。) を内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に備えられた官報掲載事項を記録するためのファイル (以下この条, 次条及び第13条第1項において「官報ファイル」という。) に記録しなければならない。

2 官報の発行は, 内閣総理大臣が, 官報ファイルに記録された官報掲載事項 (以下「電磁的官報記録」という。) について, 内閣府令で定めるところにより, 当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信 (公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい, 放送又は有線放送に該当するものを除く。第14条第3項において同じ。) を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3~5 <略>

法律の公布を官報で行うことについて, 明治期には, 「公文式 (明治19年勅令第1号)」「くもんしき」ではなく, 「こうぶんしき」と読む。) という名の勅令 (天皇の行政大権に基づいて発される命令) があり, その第10条に, 法律命令は官報をもって公布することが定められていた。また, 法律と勅令の公布の際には, 上諭が付されることが第1条第1項で定められていた。

○公文式 (明治19年勅令第1号)

第1条

① 法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス

② <略>

第10条

凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布シ官報各府県庁到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限ト

ナス …<以下略>…

その後、「公文式」に代わる「公式令(明治40年勅令第6号)」が定められ、その第12条で法律や勅令等は官報により公布するとの規定があった。また、法律と勅令の公布の際には、上諭が付されることが定められていた(第6条第1項、第7条第1項)。

この公式令は戦後もまだ有効であったが、それ自体が勅令であるため、日本国憲法の施行日である昭和22年5月3日公布の「内閣官制の廃止等に関する政令(昭和22年政令第4号)」によって同日をもって廃止された。

○公式令(明治40年勅令第6号)

第6条

- ① 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
- ② 前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
- ③ 枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第7条

- ① 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
- ② 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
- ③ <略>

第12条

前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

公式令の廃止後、官報の掲載事項については、昭和24年6月1日公布の「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)」の「第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、府令、省令、本部令、規則、庁令、訓令、通達、告示、国会事項、叙任、辞令、皇室事項、官庁事項、地方自治事項、公共企業体事項及び公告等を掲載するもの

とする。」という定め（列記事項は制定時のもので、その後数度の改正を経て、現行の「官報及び法令全書に関する内閣府令」（平成15年に題名改正）に引き継がれているが、多少の変更がある。）はあるが、公布について明確に定める法令は制定されなかったので、根拠法がないまま慣行で旧公式令に準じた形式を踏襲し、官報に掲載されていたのである。令和5年12月になってようやく新規に制定された「官報の発行に関する法律」は、法律の公布を官報で行うことを定めるとともに、デジタル版を正本にするところまで進んでいった。施行期日は令和7年6月12日までに制定される「施行期日を定める政令」に委ねられているが、施行後は将来的に紙の官報は廃止される方向だそうだ。

いずれにせよ、現時点でも、すでに手持ちのスマホやタブレットで簡単に官報を閲覧できる環境は整いつつあり、学生に官報を見せるための苦労話も、単なる思い出話である。授業で官報のコピーを見せながら語っていたのは、公布のための手順のうち、文面に表れているものの説明であった。すなわち、公布文、御名、御璽、公布年月日、内閣総理大臣副署が記された公布書と法律末尾の主任国務大臣署名、内閣総理大臣連署である。これらは六法に掲載されることはなく、官報か法令全書を見ないとわからないものである。

現行の法律と政令（天皇の親署と天皇御璽の押印が公布の要件である。）には、「〇〇法をここに公布する。」という文が付されるが、これを「公布文」と呼んでいる。戦前、つまり大日本帝国憲法下では、上述した公式令に「上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス」（第6条第1項及び第7条第1項）とあるとおり、法律と勅令（同じく御名御璽が要件である。）の公布の際には、公布文ではなく、「上諭」が付されるのである。いくつかのパターンがあるが、法律では「朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル〜法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」、勅令では「朕〜ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」が標準型である。「裁可」とは、君主が法律案等を承認しそれに法的効力を付与することを意味する。そして裁可を経た法律等の公布を臣下に命じるのである。その意は使役の助動詞「シム」により伝

えられる。そこで、公布文と上諭の文面がどう異なるのかを調べてみると、おもしろい事実を見つけたので、ここに書いておきたい。

現在、「上諭」という言葉を聞くと、日本国憲法の上諭に思い至る。これが公布文ではなく、上諭と呼ばれる所以は、日本国憲法が大日本帝国憲法第73条に基づく大日本帝国憲法の改正という形式をとったので、公布の昭和21年11月3日にはまだ効力を有していた公式令第3条に従っているからである。題名改正を含む全部改正と言えるが、「第一章 天皇」という章名のだけが変更なしというのも興味深い。（章番号は変わっているが、「司法」と「補則」の章名も残っている。）

○公式令

第3条

- ① 帝國憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
- ② 前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢及帝國憲法第73条ニ依ル帝國議會ノ議決ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

日本国憲法の上諭とその英訳を見てみよう。英文は『OFFICIAL GAZETTE ENGLISH EDITION EXTRA Sunday, November 3, 1946 THE CONSTITUTION OF JAPAN』として刊行されたものである。『Official Gazette, English Edition』は、1946（昭和21）年4月4日から1952（昭和27）年4月28日まで戦後占領期に発行されていた日本語「官報」の英訳版であり、一般に『英文官報』と呼ばれる。日本国憲法は1946年11月3日付け官報号外で公布されたので、それに対応する英語版ということになる。これを公定訳と呼んでいいかどうか微妙である。その理由は、その後、英文官報に掲載された数多くの法律の英訳が、公定訳とはみなされず、異訳版（日本法令外国語訳データベースシステム版も含む。）も通用しているからである。ただし、憲法については、他の

英訳がほとんど存在していないことから、公定訳と見ていいと思う。

○日本国憲法 上諭（昭和21年11月3日）

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

○ **The Constitution of Japan**

I rejoice that the foundation for the construction of a new Japan has been laid according to the will of the Japanese people, and hereby sanction and promulgate the amendments of the Imperial Japanese Constitution effected following the consultation with the Privy Council and the decision of the Imperial Diet made in accordance with Article 73 of the said Constitution.

大日本帝国憲法は、明治22年2月11日の官報号外で公布（発布）されている。表紙には菊の紋章の下に「大日本帝國憲法」と表題があり、開いて「告文」、裏は白、次が「憲法発布勅語」で裏は白、ここから頁付けが始まり、1頁が「上諭」（ただし、「上諭」の文字はない。）、「御名御璽」、「年月日」、「内閣総理大臣・國務各大臣副署（5名）」、2頁「國務各大臣副署（4名）」、その後、大日本帝国憲法の題名、第1章からの条文が続き、6頁の第76条に至る。当時有効であった公文式に憲法公布についての定めはなく、憲法独自の公布様式と思われる。また、告文と勅語はいわば儀礼的なものであり、憲法そのものは上諭から始まるという意識があったこともうかがえる。（現在の六法において、参考のために大日本国憲法を掲載するときは、告文・勅語・上諭もワンセットにして憲法本体の前に置かれていることが多い。）もっとも通例の上諭の枠を越えたかのような長大なものになっているので、ここでは一部の引用にとどめる。

英文は、『Commentaries on the Constitution of the Empire of Japan. by Count Hirobumi Ito. translated by Miyoji Ito. Tokyo (1889)』に収められている「Preamble」（p.XI）（現在では、「前文」の意味で用いられるが、ここでは「上諭」の意味である。）から引用する。本書は憲法起草の中心人物であった伊藤



博文の著書『憲法義解』を、憲法起草にも参画し伊藤の腹心であった伊東巳代治が英訳したものである。憲法条文だけでなく、解説部分も含まれており、その名の通りコンメンタリーに恥じないものであるため、諸外国ではこの英訳本を通じて大日本国憲法の情報を得ることになったようなので、公定訳とほぼ同等の地位を占めると言ってよいと思う。

○大日本帝国憲法 上諭 (明治22年2月11日)

明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

○ **The Constitution of the Empire of Japan** Preamble

…We hereby promulgate, in pursuance of Our Imperial Rescript of the 12th day of the 10th month of the 14th year of Meiji, a fundamental law of the State, to exhibit the principles, by which We are guided in Our conduct, and to point out to what Our descendants and Our subjects and their descendants are forever to conform. …

この比較対照で目を引いたのが、文の主語が日本語ではどちらも「朕」であるにもかかわらず、英文では旧憲法では「We」だったのが、新憲法では「I」に変わっていることである。

「朕」は、中国の秦以前では自分を指す「我」の意味で広く用いられていたが、秦の始皇帝が天子の自称としてのみ使用できることに定めた。(康熙字典：秦始皇二十六年定爲至尊之稱，漢因不改，以迄於今。史記・秦始皇紀：天子自称曰朕。)

日本でも、天皇の自称として用いられた「教育勅語(明治23年10月30日)」(官報明治23年10月31日の「宮廷録事」欄に「○教育ニ関スル勅語 昨三十日宮中へ内閣総理大臣文部大臣ヲ召サセラレ親シク教育ニ関シ左ノ通勅語アラセラレタリ」とあり、勅語本文が掲載されている。そのため正式名称「教育ニ関スル勅語」の日付は、官報掲載日の31日ではなく、30日が付記される。)の冒頭部分「チンオモフニ ワカクワウソ クワウソウ(朕惟フニ我カ皇祖皇宗)」は、学校の式典のたびに校長による勅語奉読が行われたため、戦時中

に子供時代を送った年代の人たちにとっては、「チン」という音とともに、強烈に記憶に残っているようである。私も両親からよく聞かされたものである。

昭和 21 年 5 月 19 日に皇居前で行われた食糧メーデーに参加した共産党員が「ヒロヒト 詔書 曰ク 國体はゴジされたぞ 朕はタラフク食ってるぞ ナンジ 人民 飢えて死ね ギョメイギョジ」と書かれたプラカードを掲げたために、当時まだ有効であった刑法の不敬罪（「第 76 条第 1 項 天皇, 太皇太后, 皇太后, 皇后, 皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」昭和 22 年法律第 124 号により削除。現行の刑法第 2 編第 1 章〔皇室ニ対スル罪〕にあった規定であって、「第 1 章 削除／ 第 73 条から第 76 条まで 削除」という形で痕跡が残っている。）で検挙された事件があった。「朕」がいかにか当時の国民に浸透した言葉であるかがうかがえる。この事件は、不敬罪ではなく天皇に対する名誉毀損罪という形で処理され、一審では有罪、二審では日本国憲法公布に伴う大赦令により、免訴の判決が下された。

英語の「We」についてであるが、英語には「尊厳の複数 (Majestic Plural/Royal We)」と呼ばれる、国王等が自称する代名詞として一人称単数の「I」でなく一人称複数の「We」を用いる用法がある。欧米語に共通する慣行であるが、ラテン語にも「Pluralis Majestatis」という言葉があるように、ローマ帝国皇帝が発する勅令や勅法も、一人称複数が用いられていた（もっとも、ラテン語では一人称主語を省略するのが一般的なので、一人称複数主格の「nos」はあまり出てこない。一人称複数の動詞語尾「-mus」や所有代名詞「noster」は頻出する。）。

旧憲法では、「朕」を大文字で始まる一人称複数代名詞「We」や「Our」で英訳している。それに対して、新憲法でも、天皇の自称は依然として「朕」であるが、英語は「I」が当てられている。はたして、「We」から「I」への移行が行われたのはいつか、天皇の地位の変更にかかわるのかについて検証してみた。

そこでまず、一番ありそうに思えるいわゆる天皇の「人間宣言」と連動するかどうかを確認した。一般に「人間宣言」と呼ばれているが、実際にそのようなタイトルはなく、終戦の翌年、昭和21年1月1日官報号外に掲載された「新日本建設に関する詔書」の一部分がそう呼ばれているのである。その中で天皇が自らの神格性を否定したと言われる部分だけを引用しよう。

○新日本建設ニ関スル詔書（官報昭和21年1月1日）

朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。

The ties between Us and Our people have always stood upon mutual trust and affection. They do not depend upon mere legends and myths.

天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

They are not predicated on the false conception that the Emperor is divine, and that the Japanese people are superior to other races and fated to rule the world.

もちろん憲法改正の前で、天皇の地位の先行きが見えない時期なのだが、まだ、自称は「朕」であり、英訳では「Us」と「Our」が用いられている。

次にこの時期の官報と英文官報を、表記面に注意してチェックしてみた。「朕」が現れるのは法律と勅令の上諭の部分である。

まず、片仮名・文語体表記から平仮名・口語体への移行が目についた。最初のものは省令なので、残念ながら「朕」は出てこないが、4月23日の内務省令第23号の制定文に当たる部分（公式令第10条第2項では、「省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス」と定められているだけなので、省令に上諭は不要である。また公布文や制定文という言い方がまだない頃なので、とりあえず「当たる部分」としておく。）が「～を左のやうに定める」と平仮名・口語体表記になっている。全4条から成る本則と1項だけの附則も平仮名・

口語体である。しかし、次に掲載されている大蔵省令第 55 号や外務省告示第 12 号は、相変わらず片仮名・文語体表記である。(積義その 2 p.67 で、5 月 6 日が平仮名・口語体表記の最初と書いているが、4 月 23 日を見落としていた。ここに訂正しておく。)

平仮名・口語体表記の「憲法改正草案」(ただし、現代かなづかいではなく、仮名は大書きである。なお、まだ当用漢字表が制定されていない時期であるが、当用漢字には憲法に用いられた漢字は全部含むという方針で、1850 字と定められたといういきさつがある。「朕」も同じ理由で当用漢字、次いで常用漢字に採用されたと言われる。)が国民に公表されたのが 4 月 17 日のことである。それから 1 週間もたたないうちに、平仮名・口語体表記への転換が試み始められたのである。なお、以下の引用で最後の年月日は、署名年月日である。(当時は、署名日を官報の発行日 = 公布日に合わせるが行われていなかった。)

○昭和 21 年内務省令第 23 号 (官報昭和 21 年 4 月 23 日)

昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク衆議院議員選挙人名簿ノ特例ニ関スル件を左のやうに定める

昭和 21 年 4 月 23 日

省令レベルでは徐々に増えていくが、同一の省であっても、完全移行とまではなっておらず、試行段階であったことがうかがえる。天皇の上諭が付される勅令では、5 月 13 日に上諭・本則・附則とも平仮名・口語体表記のものが初登場する。同日公布の 3 つの勅令のうち、第 266 号と第 267 号がそれで、第 268 号は上諭・本則・附則とも片仮名・文語体のままであった。片仮名・文語体「朕〜ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」と平仮名・口語体「朕は、〜を裁可し、ここにこれを公布せしむる。」の 2 つの表記を比較すると、依然として「朕」は使用されているが、助詞と読点が付され(「は、」「裁可し、」)、漢字が平仮名にされ(「ここに」「これを」)、動詞語尾が文語文法から口語文法

に従ったものになっている(「公布セシム」と「公布せしむる」)。

ただし、この文末動詞には、若干の疑義がある。文語文法では、「公布セシム」は、名詞「公布」にサ変動詞「ス」[セ・シ・ス・スル・スレ・セヨ]が付いてできる複合サ変動詞「公布ス」の未然形「公布セ」に、使役の助動詞「シム」[シメ・シメ・シム・シムル・シムレ・シメヨ]の終止形「シム」が付いたものである。他方、口語文法では、「公布せしむる」は、名詞「公布」にサ変動詞「する」(し/せ/さ・し・する・する・すれ・しる/せよ)が付いてできる複合サ変動詞「公布する」の未然形「公布せ」に、使役の助動詞「しむる」[?]の終止形「しむる」が付いたものと分析される。[ ]で示した活用を「?」と書いたのは、文語の使役の助動詞「シム」に対応する口語の使役の助動詞は、実は「しむる」ではなく、「しめる」[しめ・しめ・しめる・しめる・しめれ・しめよ]だからである。活用における文語の下二段活用(e・u)から口語の下一段活用(e)への移行が見られる語群の一例であって、文語と口語の活用を比較すると、終止形[シム→しめる]・連体形[シムル→しめる]・已然形/仮定形[シムレ→しめれ]の3箇所が異なっている。「しむる」は、口語には現れず、文語の連体形にのみ現れる。さらに口語で終止形の最後が「る」になるのは、上一段・下一段・カ変・サ変活用だけであり、「むる」の入る余地はないので、「しむる」は存在し得ない。(マ行変格活用という特殊な活用を想定すれば可能であるかもしれないが、それには無理がある。)以上のことから、この「公布せしむる」は、文語動詞を口語動詞に移す際に文語に引きずられた結果の誤りだと結論できる。そして、確かにその後の5月15日の勅令第269号では、「公布せしめる」と改められており、さらにその後の憲法の上諭でも「公布せしめる」となっている。文法的誤りは(ひそかに)訂正されていたのだ。なお、現在では使役の助動詞のうちでも「しめる」は莊重体や講演口調で用いられる古風な語と見られており、「せる」(五段・サ変に付く)・「させる」(上一段・下一段・カ変に付く)を用いるのが普通である。複合サ変動詞「公布する」に付くのは「せる」[せ・せ・せる・せ

80 - 条文を通読する (平野)

る・せれ・せろ/せよ] のほうで、「せる」は「公布する」の未然形「し/せ/さ」のうち「さ」に付くので、「公布させる」となる。ただ、これが法令で使われることはなかった。

○昭和 21 年勅令 266 号 (官報昭和 21 年 5 月 13 日)

朕は、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く傷兵院法を廃止する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしむる。

昭和 21 年 5 月 11 日

○ **Imperial Ordinance No. 266** (OFFICIAL GAZETTE No.32 MONDAY, MAY 13, 1946)

We hereby give Our Sanction in the Ordinance for the Abrogation of the Veteran Institution Act, under the Imperial Ordinance No. 542 issued in 1945 concerning the Orders to be issued in consequence of our acceptance of the Potsdam Declaration, and cause the said ordinance to be promulgated.

○昭和 21 年勅令 267 号 (官報昭和 21 年 5 月 13 日)

朕は、傷兵院官制等を廃止する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしむる。

昭和 21 年 5 月 11 日

○ **Imperial Ordinance No. 267** (OFFICIAL GAZETTE No.32 MONDAY, MAY 13, 1946)

We hereby give sanction to the Ordinance for the Abolition of the Regulations governing the Organization of the Veteran Institution etc.,and cause the said Ordinance to be promulgated.

○昭和 21 年勅令 268 号 (官報昭和 21 年 5 月 13 日)

朕朝鮮総督ノ薬剤師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ薬事法施行令ノ特例ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 21 年 5 月 11 日

○ **Imperial Ordinance No. 268** (OFFICIAL GAZETTE No.32 MONDAY, MAY 13, 1946)

We hereby give Our sanction in the ordinance for the matter of the special case of the Enforcement Ordinance, Medical Act concerning the persons who have the pharmacist certificates recognized by the Governorgeneral of Chosen, and cause the said ordinance to be promulgated.

1 日おいた 5 月 15 日に公布された勅令第 269 号は、上諭・本則・附則ともに平仮名・口語体表記で、「公布せしむる」も「公布せしめる」に改められて

おり、もう後戻りはしないと宣言しているようであった。重大な変化は、英文のほうに起こった。この日から、英文の上諭の主語が「I」になったのである。平仮名・口語体表記への移行と天皇の自称英語の「We」から「I」への移行が同日であれば、誇張ではなく劇的变化という表現も使えるが、若干ずれたことから「劇的」と言えないのが残念である。しかしまだ、「朕」は生き残っている。

○昭和21年勅令第269号（官報昭和21年5月15日）

朕は、司法研修所官制を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和21年5月14日

○ **Imperial Ordinance No. 269** (OFFICIAL GAZETTE No.34 WEDNESDAY, MAY 15, 1946)

I hereby give Our sanction to the Imperial Ordinance concerning the Revision of the Official Organization of the Judicial Research Institute and cause the same to be promulgated.

昭和21年11月3日——「休日ニ関スル件」（昭和2年勅令第25号）により定められた祭日の「明治節」（明治天皇誕生日）——に公布された日本国憲法においては、上諭の中で、「朕」はまだ使用されていた。

日本国憲法施行日昭和22年5月3日（後の「憲法記念日」：祝日法（昭和23年法律第178号）第2条「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。」）に公布された「皇統譜令（昭和22年政令第1号）」では、主語「朕」の使用は続いているが、勅令の上諭のパターンである「朕は、～を裁可し、ここにこれを公布せしめる。」という使役の助動詞を用いた表現から、政令の公布文のパターンである「朕は、ここに～を公布する。」という主語の動作を表す能動動詞を用いた表現に変更されている。憲法第7条第1号「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。」に基づく国事行為の主体にふさわしい変更である。

○昭和 22 年政令第 1 号（官報昭和 22 年 5 月 3 日）

朕は、ここに皇統譜令を公布する。

御名御璽

昭和 22 年 5 月 3 日

○ **Cabinet Order No.1** (OFFICIAL GAZETTE EXTRA SATURDAY, MAY 3, 1947)

I hereby promulgate the Ordinance concerning the Imperial Family Record.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This third day of the fifth month of the twenty-second year of Showa (May 3, 1947)

昭和 22 年 7 月 1 日になって、ついに「朕」が公布文から消える時が来た。「内務省官制の一部を改正する政令（昭和 22 年政令第 116 号）」の公布文には、「朕」は用いられていない。憲法公布後初の法律である「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和 22 年法律第 89 号）」は、7 月 18 日に公布された。その公布文は「～法律をここに公布する。」となり、漢文調の形式目的語「これを」も省かれた。これにより、政令だけでなく、法律からも主語「朕は、」消えたのである。それは「公布する」の主体が存在しなくなったことを意味せず、必ずしも主語を表現上明示しなくてもよいという日本語の特性を生かした表現を採用したのであろう。天皇の自称を表す「朕」の代わりにふさわしい用語がなく、「私」や「天皇」も使いにくかったのだらうと推測できる。英文では、もちろん、主語「I」は健在である。

○昭和 22 年政令第 116 号（官報昭和 22 年 7 月 1 日）

内務省官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和 22 年 7 月 1 日

○昭和 22 年法律第 89 号（官報昭和 22 年 7 月 18 日）

昭和 22 年法律第 63 号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽



昭和22年7月18日

○ **Law No.89** (OFFICIAL GAZETTE EXTRA FRIDAY, JULY 18, 1947)

I hereby promulgate the Law concerning the partial amendment to the Law No. 63 of 1947 for the Establishment of Inferior Courts and Their Territorial Jurisdiction.

Signed: HIROHITO/ Seal of the Emperor

This eighteenth day of the seventh month of the twenty-second year of Showa (July 18, 1947)

## 18 法律の改正——令和5年法律第48号による戸籍法改正を素材にして

最後に法律の改正について触れておこう。

「法律はパッチワークである」という比喻は、様々な法律科目の講義の中で、何度も用いたものである。つまり、制定されてから現在に至るまで、様々な切り貼りがなされた、そのあげくの今の姿形が現行法である。このことに、学生の注意を喚起しなかったのである。

六法は、改正を織り込んで、現在効力を持つ現行法を示すことを使命としているので、六法を見ている限り、改正の実相を見ることはできない。ただ、最近では施行期日が数年先とか、分割施行とかの改正もよくあるので、基準時をどこに定めて、どの時点を現行と考えて条文を提示するかは、かなり面倒な対応を迫られる。そこで、改正前の規定と改正後の規定についての情報を提供する工夫がなされる。『ポケット六法 令和6年版』（令和5年9月22日発行。基準日は8月1日現在。）で取られている措置は次のとおりである。

- ・民法：平成29年法律第44号〔債権関係〕による改正条文には、改正前の条文を注記
- ・民訴：令和4年法律第48号は、令和5年2月20日、同3月1日、6年3月1日、現在未定〔8年5月24日までに政令で定める日〕の分割施行のため、一部は織込み済み、一部は改正後の規定を法律の末尾に掲載。
- ・刑法：令和4年法律第67号〔拘禁刑〕による改正は織込み済み（施行は令和7年6月1日）。施行日まで有効な改正前の規定を法律の末尾に掲載。
- ・刑訴：令和4年法律第67号〔拘禁刑〕による改正は織込み済み（施行は令和7年6月1日）

だが、改正に関する情報を注記。令和5年法律第28号は、令和5年6月6日、11月15日、6年2月15日、現在未定〔6年5月16日までに、7年5月16日までに、10年5月16日までに政令で定める日〕の分割施行のため、一部は織込み済み、一部は改正後の規定を注記。

なお、「拘禁刑」については、令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」によって「懲役」と「禁錮」は「拘禁刑」に改められたものであり、刑法も刑訴も条文上、「懲役」と「禁錮」は消えたはずだが、施行日の令和7年6月1日はまだ到来していないので、施行日の前日までに出了た判決では「懲役」や「禁錮」が科される。施行期日につき、同法附則第1項本文によって、「公布の日〔令和4年6月17日〕から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」と定められていたところ、令和5年11月10日に公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）」によって「施行期日は、令和7年6月1日とする。」と定められた。だから、その施行期日まで、六法では、あくまでも、刑法の末尾に配置されている改正前の規定を見ることが優先されるのである。最新の六法を使っている、細心の注意を払ってしないと、効力のない旧規定を見ていたり、効力未発生の規定を見ていたりすることになる。

2年前の積義その9で扱った「氏名の読み仮名の法制化」については、戸籍法の改正という形に結実した。2021（令和3）年11月25日に第1回会議が開かれた法制審議会戸籍法部会は、2023（令和5）年2月2日の第14回会議まで審議を重ね、同日「戸籍法等の改正に関する要綱案」を決定した。要綱案は、「第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項」、「第2 氏名の仮名表記の収集に関する事項」、「第3 氏名の仮名表記の変更に関する事項」の3項目で構成されている。この要綱案は、2月17日開催の法制審議会第197回会議において、全会一致で原案どおり採択され、同日、「戸籍法等の改正に関する要綱」として法務大臣に答申された。

要綱案「第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項」は以下の通りである。

○戸籍法等の改正に関する要綱案(令和5年2月2日 法制審議会戸籍法部会決定)

第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項への追加

戸籍法第13条に規定する戸籍の記載事項として「氏名を片仮名等で表記したもの(以下「仮名表記」という。)」を追加するものとする。

(注) 氏名の仮名表記に用いるのは、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののほか、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。

2 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性

氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるものとする。

(注) 市町村長の行う本文第1の2の審査においては、幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする。

なお、部会資料として、要綱案の補足説明が配付されている。議論の過程での部会委員の苦勞が垣間見えて非常に興味深いので、少し長くなるが、第1に関する部分を全文引用する。

(補足説明)

1 本文の規律の趣旨

我が国においては、一つの漢字について、中国から伝来した読み方である音読みのほか、漢字に日本語(和語)などを当てた読み方である訓読みがあり、一つの漢字に複数の読み方が用いられることが多い。また、我が国における命名文化として、最初

にある個人が名の読み方として考えた漢字の読みが広まって名に用いられる読み方として社会において慣用される読み方（名乗り訓）となるという慣習があり、その類型としては、例えば、部分音訓、いわゆる当て字（当て読み）や熟字訓など様々なものがある。

本文の規律は、こうした命名文化や名乗り訓が創造される慣習を否定したり、その創造を制約したりするものではなく、それらを前提とし、常用漢字表の制定経緯や名に名乗り訓が多用されてきた歴史的経緯等を踏まえて、氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に係る審査についての規律を設けるものである。

なお、国民への周知に当たっては、以上のような本文の規律の趣旨についても併せて周知することが考えられる。

## 2 想定される運用

本文の規律における一般に認められている読み方かどうかは、上記1のような命名文化や名乗り訓が創造される慣習、名に名乗り訓が多用されてきた歴史的経緯も念頭に入れ、社会において受容され又は慣用されているかという観点から、常用漢字表又はその付表に掲載されているものや、漢和辞典など一般の辞書に掲載されているものについては、幅広く認めることが考えられ、一般の辞書に掲載されていない読み方についても、届出人による説明を踏まえ、一般に認められているものといえるかどうかを判断することが考えられる。

なお、こうした点についての判断は、特に届出を受理するかの判断をする戸籍窓口において問題となるものであるが、それが適切に運用されることが重要である。こうした運用に際しては、上述のとおり、幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえて、柔軟に受け入れることが求められる。その上で、例外的に許容性が認められないものとしては、例えば、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、②読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、③漢字の意味や読み方との関連性をおよそ（又は全く）認めることができない読み方など、社会を混乱させるものについては、一般に認められている読み方として許容されないとすることが考えられる。

以上について、上記1の本文の規律の趣旨と併せて運用の全体像を示すなど、戸籍窓口において統一的に円滑な審査ができるような内容の法務省民事局長通達等を作成することを想定している。

これを踏まえて作成された戸籍法の一部改正案が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」の中に組み込まれた。単行法としての戸籍法改正でないという点で、私

にはいささか意外であったが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」とは、いわゆるマイナンバー法（略表記の数が著しく多い法律である。法律上の略称として条文の中で用いられているのは「番号利用法」であり、これを公式の略称と見ていいだろう。なお、デジタル庁のe-Gov法令検索略称法令名一覧では、「番号法」、「個人番号法」、「マイナンバー法」の3つ、国立国会図書館（ndl）の日本法令索引では、通称として、「マイナンバー法」、「共通番号法」、「番号法」、「番号利用法」、「個人番号法」、「マイナ法」の6つがあげられている。有斐閣六法の略語一覧では、「番号」となっている。本稿ではマスコミなどで目にするのが多く、内容をイメージしやすい「マイナンバー法」を採用した。）のことであり、合点がいった。そもそもマイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるようにしたいという願望が、戸籍簿に氏名の読みを記載する動きにつながっていったからである。

内閣提出議案として令和5年3月7日衆議院に提出され、「地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会」に付託されて可決、4月27日に衆議院本会議で可決、同日参議院議案受理（衆議院提出と同日に参議院に予備付託されていた）、「地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会」に付託されて可決、6月2日に参議院本会議で可決成立した。（両院の特別委員会の名称の微妙な違いが興味深い。）公布は、6月9日、法律番号は第48号である。

この改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名（氏名に用いられる文字の読み方を示す文字）が追加された。従来の標準様式の出生届には子の氏名欄に「よみかた」をひらがなで記入する欄があるが、改正法では「よみかた」や「読み仮名」ではなく、「振り仮名」が用いられた。振り仮名欄の記入に、平仮名と片仮名のどちらを用いるかは戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号：現在は法務省令であるが、法令番号（ここでは省令番号）の引用では制定時のものがそのまま用いられる。）の改正で定められるが、各種カードや

証明書の印字との照合を簡便にするために、片仮名ではないかと言われている。また、振り仮名は、個人名である下の名前「名」だけでなく、名字である「氏」にも付されることには、注意が必要である。「氏」と「名」と両方の読み方を戸籍で一意的に確定するのが目標であるからである。個人的には、一応は枠の中に収めることができそうな「名」はともかくとして、常用漢字の縛りがきかず、字種・字体の数が多い、つまり漢字のバリエーションが氾濫している「氏」を統御することが可能かどうか気がかかる場所である。

今回の改正で最も世間の注目を引いたと思われるのは、漢字の読み方として認められるのはどの範囲かという問題であった。改正法は第13条第2項「前項第2号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。」という規定を設けて応えた。一般に認められた文字の読み方とは何かについては、上記の補足説明2「想定される運用」で問題点はほぼ網羅されているように思えるので、それ以上ここで検討するつもりはない。

今後、戸籍簿への振り仮名の記載の割合をどのようにして増やしていくかであるが、その概略は上述のマイナンバー法改正法の附則第6条から第14条までの「戸籍法の一部改正に伴う経過措置」に定められている。本人の届出、住民票等から収集できる振り仮名情報に基づく通知・返答を通じて、「氏」と「名」の読みが確定され、戸籍に記載するという流れで実施されることになっている。

釈義その9で扱った「氏名の読み仮名の法制化」の後日談は、以上の記述で十分であろう。改正法そのものを見るには、改正についてのある程度の基礎知識がなくてはならないので、学生に知っておいてもらいたいことに絞って、説明しておこう。

改正の内容は法律で定められなければならないが、それには3つのパターンがある。

- ①当該の法律の改正を対象とする単行法（たとえば、戸籍法の一部を改正する法律）による改正
- ②別の法律を改正する法律の本則の中の1条として定められることによる改正
- ③別の法律の附則の中の1条として定められることによる改正

今回は②のパターンの戸籍法改正である。

日本の法律の改正の方式は、「溶込み方式」と呼ばれる。後で事例に即して見るように、改正法自体には、改めるべき部分だけが規定され、改めた後の法文の形が示されることはない。審議の参考のために新旧対照表が作成された場合には、改めた部分が改正前の条文に「溶け込んだ」改正後の条文として示される。この「溶込み」部分を処理することは、改正部分を「織込む」と一般に呼ばれている。市販の六法では、改正部分について、編集委員が「溶込み」処理をした条文を提供してくれるわけだが、それを「織込み済み」の条文と呼ぶ。

重要法律に限って、条・項・号単位に、改正履歴を付記してくれている六法もある。『ポケット六法』では、小活字で、改正法の法律番号に続いて、「本条改正」「本項追加」などが記載され、改正の情報を入手できる。（なお、「本条全部改正」というのは、字句の変更ではなく、文単位の変更なので、前の形とは大きく異なっている場合が多い。）また、たとえば、条番号変更（第133条→第134条）だけで内容変更のない民事訴訟法の現第134条には改正の注記はない。おそらく「形式的改正によるものは省いた」という凡例での断り書きに該当すると判断されたのであろうが、条名変更は条文検索に大きく影響することなので、このような場合は改正が行われたという情報提供をする意味でも、注記すべきではなかろうか。

改正では、語及び文について、変更、追加、削除という操作が行われる。

- 1) 「改める」変更：字句についても、文についても、古いものを削り、新

しいものを挿入する、つまりデリート・アンド・インサート操作をすることである。上書きすると言ってもよい。

2) 「加える」追加：字句の場合、新しい字句を該当箇所に挿入する、つまりインサート操作である。文単位の場合、条・号は条番号・号番号に枝番号を付けた文を行単位で挿入する。項の場合は、項番号に枝番号を用いずに挿入し、その後の項番号を繰り下げる。複数の条文が集まった章・節・款・目は、それぞれの番号に枝番号を付けて挿入する。枝番号は「第〇条の2」のように「の2」から始まり、順番に増えていく。第2段階の「第〇条の2の2」のように、枝番号の枝番号も認められており、孫枝番号と呼ばれている。かつては「の2の2の2」というひ孫枝番号もあったそうであるが、さすがに複雑なだけなので、姿を消したようである。枝番号は見かけの上ではもとの「第〇条」に従属する条文のように見えるが、新たな条文を挿入する位置上の関係で配置されているにすぎないので、むしろ無関係な場合が多い。

3) 「削る」削除：字句の場合、削るべき字句を削除し、空白を入れずに、それに続く字句を上を持ってきて、続ける。つまりデリート操作である。文単位の場合、文を削った後に、条・号は「削除」の文字を残し（内容的には削除と言うよりも、変更である。）、後ろの条・号を繰り上げることはしない。項の場合は、文を削る際に項番号も併せて削り、その後の項番号を繰り上げる。だから、削られた項の痕跡は残らないのである。複数の条文が集まった章・節・款・目は、それぞれの番号を残し、下に「削除」の文字を残す。枝番号条文の場合は、「削除」は示されず、繰上げになる。たとえば、平成25年法律第86号による刑法改正で、第208条の2（危険運転致死傷）が削除され、第208条の3（凶器準備集合及び結集）が、内容変更なしで、第208条の2に繰り上げられたことがあった。（『ポケット六法』の同条の注記には、昭和33法107（本罪の追加）、平成3法31（罰金額の変更）、令和4法67（拘禁刑への変更）のみがあげられ



ており、枝番号付き条番号の変更(第208条の2→第208条の3→第208条の2)は形式的改正として注記なしの扱いである。)

文単位の追加と削除については、立法政策上の都合によって、改番、つまり番号変更が行われることもままある。古い時期の教科書や判例を見ていて、番号がずれていて変だなと思って調べてみれば、いつの間にか改正されていたということもある。平成29年法律第24号による民法の債権関係の部分の大改正の際に、改番がかなり広範にわたった箇所があり、基本的な枠組みを定めた条文は「削除」とか枝番号で対処できないのかと思ったことがあった。

前述したことだが、今回、久しぶりに民事訴訟法の条文を通読してみて驚いたのが、20年以上、授業で言い続けてきた第133条(訴えの提起の方式)が条番号変更で、第134条になっていたことだ。内容は1文字の変更もない。押し出されて空白になった第133条は、今では、改正で章として追加された「第8章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿」(第133条—第133条の4)に属する第133条(申立人の住所、氏名等の秘匿)が収まっていた。その後、枝番号の「の2」から「の4」をはさんだ第134条が訴えの提起の方式になっている。旧第134条(証書真否確認の訴え)は、哀れにも、内容変更なしの条名のみの変更で、「第134条の2」になっている。現行のように「第133条から第133条の4」とした場合に解消される枝番号は第133条だけであるから、「第133条の14から第133条の17」であっても何の問題もないのではなかろうか。もっとも、旧第133条、つまり現第134条は民事手続き上超重要な条文であるが、これ自体が争われることは少ない条文であろう。その意味では、改番の影響範囲は小さいと言えないこともない。

刑法第2編第22章の性犯罪関連の規定も、改正の都度、構成要件の修正や新犯罪類型の導入のほか、条文見出しが変更され、条番号の移動が行われている。リストにまとめてみて初めて、全体像が把握できたように思われる。

	平成 7.5.12 法 91	平成 16.12.8 法 156	平成 29.6.23 法 72	令和 5.6.23 法 66
174	公然わいせつ			
175	わいせつ物頒布等			
176	強制わいせつ			不同意わいせつ
177	強姦		強制性交等	不同意性交等
178	準強制わいせつ及び準強姦		準強制わいせつ及び準強制性交等	削除
178 の 2	集団強姦等		(削除)	
179	未遂罪		監護者わいせつ及び監護者性交等	
180	親告罪		未遂罪	
181	強制わいせつ等致死傷			不同意わいせつ等致死傷
182	淫行勧誘			十六歳未満の者に対する面会要求等
183	削除〔姦通〕			淫行勧誘
184	重婚			

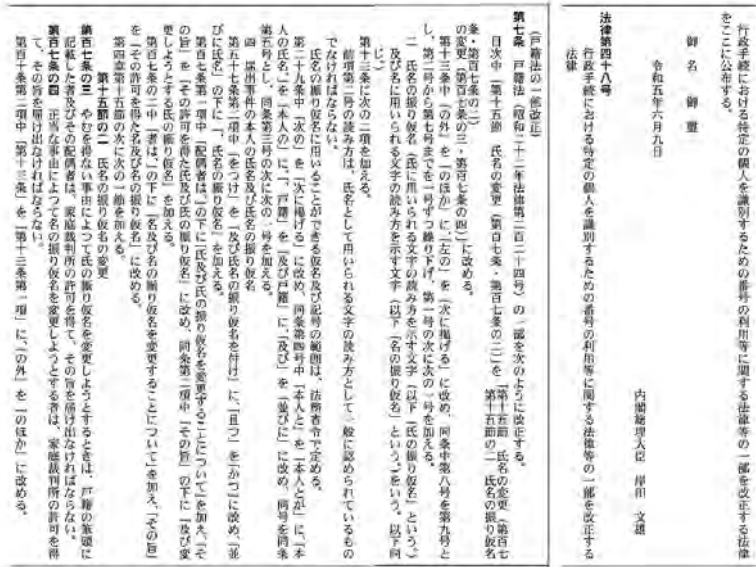
平成 7 年改正前は片仮名・文語体表記の刑法なので、当然、条文見出しは付されていないが、もし付されていたとすれば、「わいせつ」が漢字の「猥褻」という相違のみで、ほぼ改正後と同じと見てよい。第 178 条の 2 は一定期間のみ有効であった枝番号条文であるが、削除とともに痕跡も残らなくなった。第 178 条は今回の改正で削られて「第 178 条 削除」となった（「準」が「不同意」に包含されたためである。）。第 179 条はかつて「未遂罪」であったが、「親告罪」が削除された空番の第 180 条に条番号変更で移動し、空番となった第 179 条には新設の「監護者わいせつ及び監護者性交等」が入った。第 182 条の「淫行勧誘」は昭和 22 年に姦通罪が削除されて以来、長年空番であった第 183 条に移動し、第 182 条の空番には新設の「十六歳未満の者に対する面会要求等」が入った。しかし、一連の過程で、条番号の変更が必要であったろうか。新設条文に枝番号を割り振れば、新設であることも容易にわかる。条文番号の継続性をもっと重視されてもいいのではないだろうか。

このように条番号の移動は、条文検索のストレスを増大させる。古い文献を読むことも重要な勉強なので、改番はできれば避けたほうがよいと思う。（枝番号だらけになるという、また別種の弊害もあるが）

以上の基礎知識を前提として、六法では見ることのできない改正そのもの

について、実例として戸籍法改正部分を、原典である官報を素材として見てみよう。法律、政令等の法令の公布は、国の機関紙である『官報』に掲載することによって、行われる。したがって、法令の公布日はそれが掲載された官報の発行日である。最近では、法律の御署名原本には官報発行日＝公布日が記載されているようであるが、かつては原本への署名日が記載されており、官報発行日と時間のズレがある場合があった。現在の官報の体裁はA4版縦書きで、通常4段組み（1行22字）か2段組み（1行45字）である。内容によって、横組みされることもある。

前述のように、戸籍法の改正を含むいわゆるマイナンバー法改正は、令和5年6月9日発行の官報号外に掲載された。官報本紙32ページを超過する記事を掲載する必要がある日は、号外が発行されることになっているが、たいてい本紙に収まりきらない情報があるので、実際には、ほぼ毎日発行されている。掲載量の多い法律の新制定や改正は号外に登載されることが多い。



令和5年法律第48号の一部抜粋  
官報 号外 (令和5年6月9日) p.6, 17-18

図版は、令和5年6月9日発行の『官報』号外から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第7条（戸籍法の一部改正）の部分（p.17～p.18）と、冒頭の公布文、御名御璽、公布年月日、内閣総理大臣副署、法律番号、題名の部分（p.6）を抜き出して組み合わせたものである。

「公布文」については、前述の箇所を参照していただきたい。「御名御璽」は、国立公文書館に保存されている御署名原本では、今上天皇が「徳仁」と名を署名し、その後、担当者が天皇の印章である「天皇御璽」（三寸四方の金印）を押印した部分の印刷上の表記である。それに公布年月日（＝掲載官報の発行日）が記載され、内閣総理大臣が署名する。これは「副署」と呼ばれ、憲法第3条及び第7条による天皇の国事行為に対する「内閣の助言と承認」を示すものとされる。図版には抜き出さなかったが、原文の末尾には、憲法74条に基づいて主任の国务大臣の署名があり、最後に内閣総理大臣の署名が記される。内閣総理大臣の署名は、内閣の連帯責任を示すものとして、「連署」と呼ばれる。原本では、これらの署名は毛筆と黒墨で記されている。

「法律番号」は暦年毎（1月1日～12月31日）に第1号から付番される番号で、法律を特定する役割を有する。いわば、ID番号である。政令には政令番号、〇〇省令には省令番号があり、これらをひっくるめて法令番号と呼ばれる。番号自体は毎年リセットされるので、年が異なれば、同じ番号も存在する。そこで、特定の法律の法律番号をいう場合は、公布年と組み合わせて特定するというしくみである。図版の第7条で「戸籍法（昭和22年法律第224号）」と改正の対象を示しているが、このようにその法律で初出の箇所では、題名の次に、法律番号を丸カッコで囲んで注記することになっている。番号自体は「第224号」であるが、元号と組み合わせられて初めて、特定の法律の法律番号になるのである。戸籍法という法律名だけなら、現行の戸籍法の制定によって全部改正された旧戸籍法も「戸籍法（大正3年法律第26号）」

なのである。また、特定の法律番号として、公布日と法律番号を組み合わせた「昭和22年12月22日法律第224号」という表記も書物やネットでも頻繁に目にする。しかし、これは大間違いである。この表記は公布日も明示するという目的で行われている便宜的な記載法であって、22日の224番目ではなく、22年の224番目なのだから、「昭和22年法律第224号」という表記が現行戸籍法の法律番号となるのである。

なお、法律番号は公布手続上付されるものであって、改正の対象とはならないので、当該法律の一部を成すものではないとされている。

では、官報を逐条的に見ていこう。

- ・目次：目次の改め方は、「次に加える」ではなく、「現行の1行」を、「現行の1行+加える1行」の2行に改めるという形式である。
- ・第13条：字句の変更は、「第○条中「A」を「B」に改める。」という形式である。表記だけを改めるということはしないので、改正の折に、併せて古い言い回しを現在通用のものに改める（「の外」→「のほか」, 「左の」→「次に掲げる」）。号の追加は枝番号（一の二）も使えるが、今回は繰下げ（①最後の第8号→第9号に繰下げ, ②第2号から第7号まで→第3号から第8号に繰下げ, ③第1号の次（第2号は空番）→新第2号を加える）を行っている。
- ・第13条：2つの項の追加であるが、項番号がないので、第何項かは織り込んでみないとわからない。第13条は項のない条文だったので、それが第1項になり、追加された2つの項は、第2項と第3項となる。
- ・第29条：第29条は、号をもつ条なので、単なる「第29条中」は柱書の部分を指す。号の繰下げ（①旧第4号の字句を改める, ②改めた第4号→第5号に繰下げ, ③第3号の次（第4号は空番）→新第4号を加える）を行っている。旧第4号で、「, 戸籍」→「及び戸籍」, 「及び」→「並びに」と改めているのは、1段階併合が2段階併合に変更されたからである。読点を

前又は後の字句とともにカギカッコ内に含めて改正する手法は、興味深い。

- ・ 第 57 条：字句の変更では、「…つけ」→「…付け」, 「且つ」→「かつ」のような古い言い回しの変更もしている。字句の追加は, 「A」の下に「B」を加える」という形式になる。
- ・ 第 107 条：条文の前から順に字句の追加・変更・追加が行われているが, その都度, 「加え」・「改め」・「加える」と動詞が変化する。
- ・ 第 107 条の 2：字句の追加と変更である。
- ・ 第 4 章第 15 節の次：枝番号のついた節（第 15 節の 2）を節名とともに追加する。節の中には枝番号付きの条が 2 つ含まれている。戸籍法は昭和 22 年公布の法律なので, 条文見出しはまだなく, それに体裁を併せるため, 条文見出しは改正法でも付されない。
- ・ 第 110 条：字句の変更である。「の外」→「のほか」は古い言い回しの変更であるが, 今回の改正で改められなかった部分には, 依然として古い言い回しが残し, 新旧の言い回しが一つの法律の中で併存することになる。

法律番号に関する補足として, 改元があった時の措置について, 若干の説明をしておく。大正元年（1912 年）は 7 月 30 日, 昭和元年（1926 年）は 12 月 26 日, 平成元年（1989 年）は 1 月 8 日, 令和元年（2019 年）は 5 月 1 日がそれぞれの元号の初日である。昭和と平成は年末年始の改元であり, 法律番号に関する限り, 改元をまたぐことによる影響はほとんどなかった。今回は暦年途中の 5 月 1 日であるだけでなく, 天皇の生前退位という予め準備された改元だったので, 移行過程を目の当たりにすることができた。

元号が改められたときは, 法律番号は新しい元号の第 1 号から始まる。官報も同様に第 1 号にリセットされる。平成最後の法律は, 平成最後の官報に掲載された平成 31 年 4 月 26 日公布の「自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 20 号）」である。令和最初の官報は令和元年 5 月 1 日に発行された号外特第 1 号で, 内閣告示第 1 号～第 6 号, 宮内庁告示第 1 号・

第2号と皇室事項のみの内容である。

○天皇陛下御退位等に関する件(令和元年内閣告示第1号)

天皇陛下は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)第2条の規定により、平成31年4月30日限り、退位され、同法第3条第1項の規定により、上皇となられた。

令和元年5月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三

○皇位継承に関する件(令和元年内閣告示第2号)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)第2条の規定により、皇太子徳仁親王殿下が皇位を継承された。

令和元年5月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三

ついで5月7日から通常発行に戻り、令和最初の法律は5月15日公布の「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)」である。平成31年の法律第1号は、2月14日に公布された「平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律(平成31年法律第1号)」であるから、西暦2019年には元号違いの法律第1号が2つ存在するのである。

4月27日から5月6日まで、官報が1日の号外以外に発行されていないのは、この間ずっと行政機関が休日だったからである。

平成31年(2019年)

4月27日土

4月28日日

4月29日月 昭和の日

4月30日火 国民の休日：祝日法第3条第3項による休日

令和元年(2019年)

5月1日水 天皇の即位の日：即位日休日法による休日

## 98 - 条文を通読する（平野）

- 5月2日 木 国民の休日：祝日法第3条第3項による休日
- 5月3日 金 憲法記念日
- 5月4日 土 みどりの日
- 5月5日 日 こどもの日
- 5月6日 月 振替休日：祝日法第3条第2項による休日

休日の根拠は次のとおりである。

○天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

この法律は、条のない項だけの法律で、本則が題名とほとんど同じという珍しい法律である。ちなみに天皇の即位の日は5月1日、即位礼正殿の儀の行われる日は10月22日である。

○国民の祝日に関する法律

第3条〔休日〕

- ① 「国民の祝日」は、休日とする。
- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

最後に、おまけである。

戸籍法改正に関連する話題を探してネット検索をしていた時に、おもしろい記事に出会った。改正とは直接関係はなく、現行法の下での話題だが、戸籍法に関連する漢字と読みの問題なので、紹介しておきたい。

「中川翔子、本名改名が完了」という記事だ（<https://www.oricon.co.jp/news/2303781/full/>）。それによると、愛称「しょこたん」で知られるタレント



の中川翔子さんの本名、つまり戸籍簿上の名は、平仮名で「しょうこ」となっていたという。出生届に手書きで書かれた平仮名の拗音「よ」が、何かの手違いで、小書きではなく大書きで戸籍簿に記載されてしまい、いつかの機会に戸籍謄本をとって初めて気づいたようだ。記事に添えられた運転免許証の写真の氏名も「中川しょうこ」になっている。昨年11月11日に名の変更許可申立書を家庭裁判所に提出したところ、11月22日に改名を許可する連絡があったというのがこの記事の内容である。

「名の変更許可申立書」は、裁判所のHPからpdfファイルがダウンロードできるが（[https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/2019\\_nanohenkou\\_m.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/2019_nanohenkou_m.pdf)），その改名、つまり名の変更の「申立ての理由」欄には、次の8個の選択肢が記載されている。

- 1 奇妙な名である。
- 2 むずかしくて正確に読まれない。
- 3 同姓同名者がいて不便である。
- 4 異性とまぎらわしい。
- 5 外国人とまぎらわしい。
- 6 平成・令和 年 月神官・僧侶となった（やめた）。
- 7 通称として永年使用した。
- 8 その他（ ）

そして、「名の変更を必要とする具体的な事情」を記入する欄が設けられている。申立てに必要な費用は、収入印紙800円の貼付と連絡用の郵便切手だけである。中川さんの場合は、芸名である「翔子」への変更なので、「7 通称として永年使用した。」が理由となり、また、申立てに必要な書類である「名の変更の理由を証する資料」にも事欠かないと思われる。名の変更があったからといって、人物の同定の困難がほとんどない事例であるので、10日ほどの短期間で認められたのであろう。平仮名名から漢字名へと変更した中川さんは、改正法が施行されれば、戸籍には「ショウコ」という振り仮名が記載されることになる。

この話を紹介することにしたのは、平仮名表記における大書き問題がまだ

解消されていないのではないかという点が気がかりになったからである。ひょっとしたら、漢字「翔子」の振り仮名として「シヨウコ」となってしまうおそれは残るのである。

法令文の拗音と促音が小書きされるようになったのは、平成元年になってからであり、それ以前の法令文では、片仮名・文語体表記の明治期、大正期、昭和の戦前、平仮名・口語体表記になった戦後の昭和期まで、仮名はすべて大書きであった。昭和 21 年の「現代かなづかい」、昭和 61 年の「現代仮名遣い」の原則には従わず、法令文独自の原則である。

平成期には、平成 7 年の刑法平易化、平成 8 年の民事訴訟法の新制定、平成 16 年の民法現代語化（昭和 22 年改正で平仮名口語体になっていた第 4 編・第 5 編も手直しされた。）、平成 17 年の会社法の新制定、同年の商法現代化（この時に改正されずに片仮名・文語体表記で残っていた第 2 編第 5 章から第 9 章及び第 3 編「海商」の平仮名・口語体表記が完了するのは、平成 30 年である。）のほか、周辺関連法も次々と新制定や全部改正が行われ、その際に、形式面での条文見出しや項番号の付加、表記面での漢字使用や送り仮名の調整、拗音・促音の小書き表記、法令用語の現代化も行われ、まさに見た目にも違和感のない法律の姿に整えられた。

しかし、昭和戦後期に制定された平仮名・口語体表記の法律のうち、現行法として有効なもの、改正時にも、表記面では送り仮名の調整以外は、制定時の形が維持されるので、大書きも当然残ってしまう。昭和 22 年 12 月 22 日公布の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）はそれに該当し、今回の改正においても、第 107 条の 3 「やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、…」と第 107 条の 4 「正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとするときは、…」に見られるように、追加部分であるにもかかわらず、従前の表記原則に従って、「よつて」と大書きのままなのである。

このように大書き原則が一部で生き残っているのが、法令文の世界である。誤解があるとまずいので付記しておくが、表記が「よつて」と大書きであつ

でも、それを音読する時は「よって」と小書きであると頭の中に入れ替えて、〔ヨッテ〕と促音のつまる音で発音すればよいのである。憲法第1条の「日本国民の統合の象徴であつて」も〔アッテ〕と発音する。

仮名による表記と発音が一致しなくてよいというのは、それほど珍しいことではなく、片仮名・文語体表記である民法第1条第3号「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」は、表記「ス」を〔ズ〕と発音する。(ただし、この条文は、明治29年の民法公布時から存在したのではなく、戦後昭和22年12月22日公布の「民法の一部を改正する法律」(昭和22年法律第222号)により追加されたものなので、例としてあげるのはやや躊躇があったが、民法を初めて習った時に覚え、文の調子がいいので、今でもすらすら口から出てくるものである。もちろん制定時の表記原則に従っている点は、問題ない。)百人一首の平仮名の取り札に濁点がないと言え、より実感してもらえらるであろうか。

大書きが今後も残っていく可能性があるのは、印刷本での振り仮名(ルビ)であろう。ルビは見た目からルビがつく字の半分の大きさが基本とされる。そうすると1漢字に対して2文字しか振れなくなるが、3文字以上になる場合は漢字の間隔を調整したりして収まりがいいように組まれる。かつての活字組版全盛の時代、半分の半分のサイズになる小書きの拗音と促音は活字が小さくなりすぎて、組み版が難しくなる。そこで、「や・ゆ・よ・つ」は大書きのまま、つまり他のルビと同じサイズで組むという慣行ができたようである。現在のデジタル組版ではフォントサイズの拡大縮小が容易なので、半分ではなく心持ち小さなサイズを用いることにより、小書き効果を出せるようになってきたとも言われているが、大書きで組むという慣行は根強く残っているようだ。試みに手元の本で振り仮名の活字フォントサイズを確認していただきたい。意外に大書きが多いことに気づかれると思うが、日常的にさほど気にならないので、意識にのぼってこないようにも思われる。

しかし、読みの一意性の確保を目的として付される戸籍上の氏名の振り仮名では、大書きと小書きの区別は、絶対的な重要性をもつ。「ヨ」と「ヨ」は

別の字であり、それによって指示される人物、「シヨウコ」と「ショウコ」は別人物として扱われるのである。にもかかわらず、印刷された名への振り仮名は、まったく印刷の都合上、「しようこ」となる可能性が残る。こんな文字環境の中にいる日本人として、大書きと小書きの区別には細心の注意を払って事務処理作業に取り組んでいただくことを要望しておきたい。中川しようこさんは、「大書き注意！」の警鐘を鳴らしてくれたのである。

## 19 結び

「これが「条文を通読する」というタイトルの論文の内容か?!」という声が聞こえて来そうである。一般の読者が「通読」でイメージするものとは、大きく異なっているかもしれない。一見したところ、この方法で通読しても、実定法の法律学の勉強に直接役に立つようには見えないからである。しかし、何のための通読かという目標が違うからそうなるのである。何度も書いたように、授業とする法令用語の解説にふさわしい例を探すために、ある法律の全条文を網羅的に読んでみようというところから始まった作業であり、その過程で工夫したテクニックを紹介し、その持つ意味を説明するのが本稿を書いた目的である。徹頭徹尾、私個人のやり方、My Way の記述である。

今のデジタル時代に、手書きで検索するとは、なんとアナログなことか。アナログは、アナクロニズム (時代遅れ, 時代錯誤) でもあるのだという批判もあろう。確かに、私自身も、e-Gov 法令検索や他の法令データベースから法律のデジタルテキストを入手し、法令用語のサーチやソートを利用して、アナログ検索の不備を補っている。そうしないと、どうしても見落としが残ってしまう。漏れなく重なりなく完璧に検索し尽くすというプログラムを実行する IT 技術の優秀さには驚くばかりである。しかし、これらは使う局面を分けて使えばいいだけの問題である。だから、学生も、教員も含めて、法に興味を持つすべての人に、「条文を通読する」という実践を経てから、IT 技術

も使ってみたらどうかという提案である。

「通読する」、「最初から最後まで通して読む」という言葉を使っているが、「読む」だけ、「見る」だけではない。実際には「見て、探している」のであり、見つけたら、「印を付けている」、つまりマーキングという手作業を行っているのである。ただ単に「読む」にとどまっているのではない。手作業はアクションだ。手の動きも動員している。同じ法令用語をノートやカードに抜き書きしていくというやり方も、「書く」という手作業であるが、これに対して、マーキングは「描く」という漢字がふさわしいアクションである。それも同じページに、いろいろの色や形の図形や線が描かれ、多彩な法令用語の散らばりで構成されている条文群の図像が生まれてくる。このアクティブな手作業を伴う「読み」こそが、私の言う「通読する」なのである。

「通して読む」ことは、全部を読むということである。一部分（「必要」なところ）だけを讀んですますという省エネ的発想は捨てねばならない。法律学を勉強すると志を立てた者は、勉強開始の頃はそうであったとしても、いつかどこかで気づいて、「通読する」に目覚めてほしいものである。勉強の先には、条文の解釈ができる、法律学がわかる、すなわち法的思考の心髄を体得するという境地がある。めざすべきあれである。あくまでも、通読は出発点である。しかし、これなくしてあれなしであり、だからこれすべきであり、これしなければならない。これすることがあれに近づくことなのだ。

論文の意味でのエッセイと随筆の意味でのエッセイとがない交ぜになっているのが、このエッセイである。十年以上にわたって、この法令用語釈義シリーズを書き続けてきたが、その材料探しのためにも、この通読作業を続けた。その中で、このやり方での通読を繰り返したからこそ気づいたことも数多くある。制定法の文言から自由な解釈を主張した自由法論の研究から研究生生活を開始した者が、文言を正確に読み取るという前提をあまりにもないがしろにしている実定法学のあり方を不思議に思いつつ、法令用語を釈義するエッセイを書き継いだのだ。このスタイル以外では、おもしろさは半減して

しまったと思う。書く方の自由さと気楽さが、法令用語に対峙した時には必要だったのである。

書き進める中でずっと頭の中にあったのは、法令の内容はどのような言葉に乗って伝えられているのか、その際どんな言葉が使われているのか、つまり思考と言語表現の関係、すなわちロジックとレトリックの関係であった。ここでのレトリックは、法令用語を当面の対象としているので、弁論術総体というよりも、その修辞学の部分である。語のレベルから文のレベルに移行すれば、グラマー（文法）も関係してくる。これって、中世の *artes liberales* の三学ではなかったか。

このシリーズを書き始めてからの十数年間でも、法の世界は大きく動いている。たかが十年余りで、引用した条文が姿を変え、消えてしまったものも少なからずある。現代的なテーマではなく、法令用語に焦点を絞った研究なら、息が長いだろうと思っていたが、理論面ではともかく、例の部分がかんどん劣化していく。せっかく見つけた好例が、跡形もなく消え去ってしまう。論文の賞味期限も、思いのほか短くなってきているようである。このような形のシリーズとしての法令用語の研究は、幕を下ろす頃合いだと判断した。

最後の棚卸しとして、今までのおさらいと、まだ十分には展開しきれていないショート・エッセイ2本（公布文と改正）とを強引にまとめて、シリーズのひとまずの最終回とすることにした。本稿には、個人的回想も含まれているが、基礎法学者の仕事の一環として、よりよい法学教育をしようと真摯に取り組んでいた教員時代の記録を、文字で残しておきたかったので、記述が詳細になってしまった結果である。私の学生時代には受けられなかったアシストを学生に提供すべく、あれこれ考えついた工夫を、授業を通して様々な試みとして行った。そこから生まれたこのシリーズが、法思考の秘密を解く鍵の一つを提供できていることを願うばかりである。

（完）